

京都市告示第 309 号

京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、人事行政の運営の状況、本市職員の公正な職務の執行の確保に関する状況等を取りまとめた「京都市人事行政白書」を公表します。

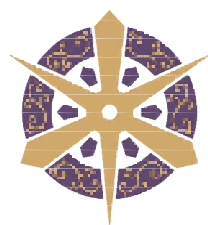
平成 28 年 9 月 21 日

京都市長 門川 大作

# 京都市人事行政白書

- 京都市人事行政の運営等の状況（職員の任用や人事評価，給与，勤務条件，服务等）
- 京都市職員の倫理の保持に関する状況
- 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する状況

平成 28 年 9 月



京都市  
CITY OF KYOTO

本書は、京都市における人事行政に関する以下の状況を取りまとめ、市会に報告するとともに、市民の皆様に分かりやすくお知らせするものです。

- ・ 「地方公務員法」に基づく京都市における等級等ごとの職員数の公表
- ・ 「京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づく京都市における職員の任用や人事評価、給与、勤務条件、サービスなどの状況
- ・ 「京都市職員の倫理の保持に関する条例」に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する状況
- ・ 「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく職員が受けた要望等の件数及びその概要並びに不正な要望等に対して講じた措置等

# 目 次

## 第 I 部 人事行政の運営の状況

第 1 章	職員の任免及び職員数に関する状況	1
1	職員の採用の状況	1
2	職員の昇任・降任の状況	2
3	職員の退職の状況	2
4	職員数の状況	3
第 2 章	職員の人事評価の状況	7
1	人事評価制度の状況	7
2	評価結果の活用状況	9
第 3 章	職員の給与の状況	11
1	人件費等の状況	11
2	平均給与及び初任給の状況	16
3	手当の状況	20
4	特別職の報酬等の状況	31
5	級別職員数等の状況	32
6	級別基準職務表ごとの職員数の状況	33
第 4 章	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	45
1	職員の勤務時間について	45
2	休暇制度について	45
第 5 章	職員の分限及び懲戒処分の状況	47
1	職員の分限処分の状況	47
2	京都市職員の分限処分の基準等について	48
3	職員の懲戒処分の状況	49
4	京都市職員の懲戒処分に関する指針について	51
5	懲戒処分等の公表について	53
第 6 章	職員のサービスの状況	54
1	職員の職務に係る倫理の保持に関する状況	54
2	営利企業等の従事許可の状況	56
3	公正な職務の執行の確保について	57
4	公益通報の処理状況	59
5	ハラスメント防止の取組の状況	60
6	服務規律の徹底と公務員倫理の高揚に向けた取組の状況	61
第 7 章	職員の退職管理の状況	64

第8章 職員の研修の状況	65
1 職員の研修の状況	65
2 懲戒処分を受けた職員に係る再発防止研修等について	67
第9章 職員の福祉及び利益の保護の状況	68
1 職員の安全・衛生管理について	68
2 職員の福利厚生について	70

## 第Ⅱ部 人事委員会における業務の状況

まえがき	73
第1章 職員の競争試験及び選考の状況	73
第1節 採用試験等	73
1 採用試験の概要	73
2 試験の周知と募集活動	77
3 採用選考	77
第2節 昇任選考	77
1 昇任選考	77
2 係長能力認定試験	78
第2章 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況	79
第1節 給与に関する報告及び勧告	79
1 給与に関する報告及び勧告とは	79
2 平成27年職員の給与に関する報告及び勧告の概要	79
第2節 給与等に関する調査	84
1 職種別民間給与実態調査	84
2 職員給与等実態調査	84
第3章 勤務条件に関する措置の要求の状況	85
第4章 不利益処分に関する審査請求の状況	85
(参考) 職員からの苦情相談の状況	86

# 第 I 部

## 人事行政の運営の状況



# 第1章 職員の任免及び職員数に関する状況

「地方公務員法」では、職員に欠員が生じた場合、採用、昇任などの方法により職員を任命することができるかとされています。

なお、職員の採用や昇任などは、受験成績や人事評価などの能力の実証に基づいて行うものとされています。

## 1 職員の採用の状況

採用とは、現在職員でない者を職員に任命することをいいます。

平成27年度における職員の採用状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	事務職	技術職	免許・資格職等	技能・労務職	消防職	教育職	合計
市長部局等	119	35	74	0	0	0	228
消 防 局	0	0	0	0	70	0	70
交 通 局	2	1	0	102	0	0	105
上下水道局	8	23	0	0	0	0	31
教育委員会	26	0	0	0	0	309	335
合計	155	59	74	102	70	309	769

(注) 1 市長部局等とは、環境政策局や行財政局などの市長が所管する事務部局、市会事務局や行政委員会（監査委員、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会）の事務局をいいます。

2 技術職とは、土木、建築、電気、機械などの技術的な業務に従事する職員をいいます。

3 免許・資格職等とは、医師、看護師、薬剤師などの免許・資格を必要とする職員をいいます。

4 技能・労務職とは、機器の運転操作、ごみの収集、庁舎の監視などの業務に従事する職員をいいます。

交通局における技能・労務職は、若年嘱託員制度に基づき、非常勤嘱託員として3年間任用した者を対象に、改めて選考試験を実施したうえ、正職員に採用した者です。

5 消防職とは、消防署等で、消火・救助活動などに従事する職員をいいます。

6 教育職とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、総合支援学校などで教育に携わる職員をいいます。



## 2 職員の昇任・降任の状況

昇任とは、職員を現在の職よりも上位の職に任命することをいい、降任とは、職員を現在の職よりも下位の職に任命することをいいます。

平成 27 年度における職員の昇任・降任の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	昇 任					降任
	係長級	課長補佐級	課長級	部長級	局長級	
市長部局等	156	72	65	25	10	12
消 防 局	27	26	13	3	0	1
交 通 局	10	3	2	0	0	0
上下水道局	9	21	16	4	0	1
教育委員会	7	8	5	3	2	0
合 計	209	130	101	35	12	14

## 3 職員の退職の状況

平成 27 年度における職員の退職の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	特例退職	自己都合退職	その他	合計	(参考) 平成 26 年度
市長部局等	216	45	77	7	345	337
消 防 局	71	7	10	0	88	63
交 通 局	25	4	3	2	34	40
上下水道局	53	2	5	1	61	81
教育委員会	243	64	79	4	390	374
合 計	608	122	174	14	918	895

(注) 1 特例退職とは、50 歳（医師等の場合 55 歳）以上、定年退職前に早期退職した者で、市長が特に適当と認める者をいいます。

2 「その他」は、死亡退職、分限免職、懲戒免職などです。

## 4 職員数の状況

### (1) 実人員数

ア 各年度4月1日現在の職員数

(単位：人)

区 分	職員数		対前年度増減数 (△：減)
	平成27年度	平成28年度	
市長部局等	7,720 (350)	7,649 (415)	△71 (65)
消 防 局	1,688 (75)	1,670 (89)	△18 (14)
交 通 局	1,575 (24)	1,578 (17)	3 (△7)
上下水道局	1,229 (48)	1,200 (41)	△29 (△7)
教育委員会	1,402 (50)	1,369 (60)	△33 (10)
合 計	13,614 (547)	13,466 (622)	△148 (75)

(注) 1 職員数は、府費負担教職員（京都府が給与費を負担している教職員）、臨時及び非常勤職員を除いた一般職の数です。（交通局の職員数には、嘱託職員を含んでいます。）

2 ( ) 内は、再任用職員（本市退職職員のうち、在職中の知識や経験を活用し、一般職の地方公務員として職務に従事する者）で、外数です。

3 消防局の職員数は、初任教育（※）中の消防職員を除いています（以下の職員数についても同様です。）。

※ 初任教育とは、新たに採用された消防職員に対して、職務に必要な規律や基礎知識、技術などを修得させる教育であり、全寮制の消防学校で実施しています。

イ 「「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画」における部門別定員管理計画による職員数適正化進捗状況

職員数の適正化については、持続可能な行財政の確立という観点から、これまでから職員数削減の具体的な数値目標を定め、徹底した取組を進めてきました。

平成 28 年 3 月に策定した「「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画 第 2 ステージ」における新たな部門別定員管理計画（取組期間 平成 28 年度～平成 32 年度）では、「一般会計等において職員 800 人以上を削減」することを目標として掲げています。

取組初年度の平成 28 年度当初における削減数は 122 人となっており、今後も、行政課題には的確に対応しつつ、効率的で効果的な人員配置を行うなど、更なる職員数の適正化に努めます。

（「「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画 第 2 ステージ」における職員数適正化進捗状況）

（単位：人）

		28 年度
増減数	一般会計部門	△122

（注） 増減数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の職員数と平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数を比較した数です（再任用職員は除く）。

<参考> 「「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画」における増減員数

（単位：人）

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合 計
増減数	普通会計部門	△250	△128	△189	△154	△721
	公営企業会計部門	△93	3	△18	△28	△136
	合 計	△343	△125	△207	△182	△857

（注） 増減数は、各年度 4 月 1 日現在の職員数と前年度 4 月 1 日現在の職員数を比較した数です（再任用職員は除く）。

(2) 定員管理調査における職員数等

定員管理調査とは、地方公共団体の職員数の実態を把握するため、当該年度の4月1日を基準日として、総務省が毎年行っている調査です。

なお、職員数の調査手法が異なるため、3ページ「ア 各年度4月1日現在の職員数」とは、一致しません。

ア 定員管理調査における部門別職員数の状況と主な増減理由

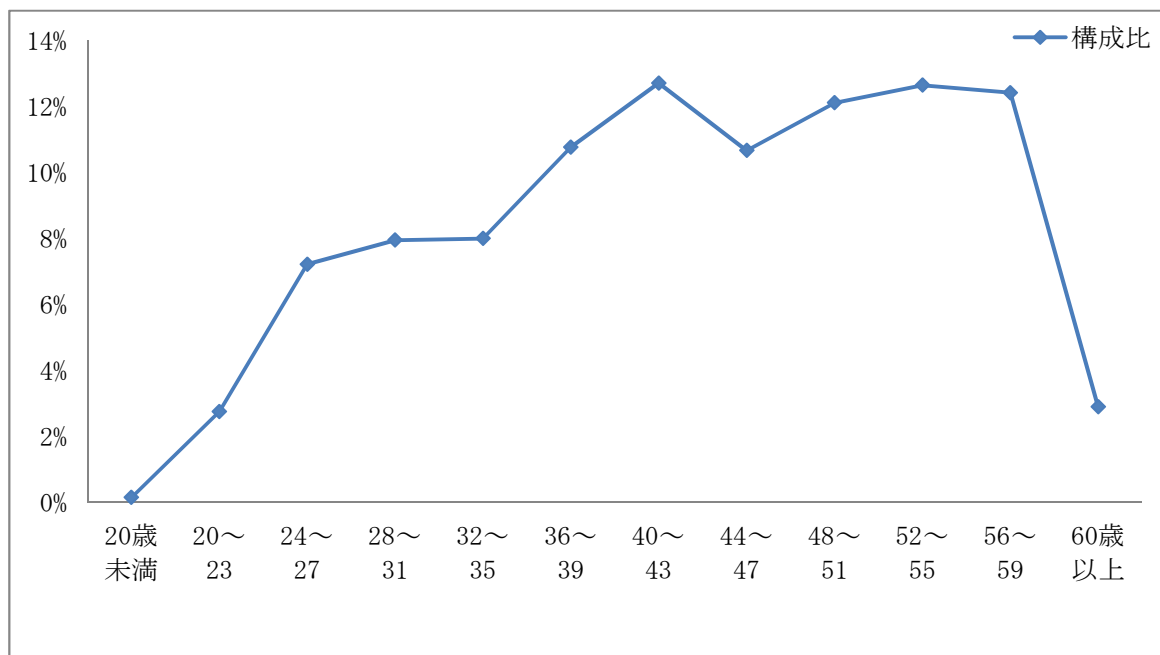
(単位：人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 27 年	平成 28 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	34	35	1	(増) マイナンバー法に係る体制整備に伴う増員 待機児童対策のための体制整備に伴う増員 (減) 税務業務の集約化に伴う減員 若杉学園及び青葉寮の民間移管に伴う減員 業務執行体制の見直し等に伴う減員
		総 務	1,439	1,467	28	
		税 務	607	591	△16	
		労 働	3	3	0	
		農林水産	108	111	3	
		商 工	136	141	5	
		土 木	1,235	1,250	15	
		民 生	2,069	2,085	16	
		衛 生	1,793	1,760	△33	
	計	7,424	7,443	19	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.50人	
	教育部門	1,615	1,599	△16	(減) 業務執行体制の見直しなどに伴う減員	
	消防部門	1,801	1,799	△2		
	小 計	10,840	10,841	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.46人	
公 営 企 業 等	交 通	1,173	1,275	102	(増) 嘱託職員の正規職員雇用に伴う増員	
	水 道	734	709	△25	(減)	
	下水道	543	532	△11	民間委託や、業務執行体制の見直しなどに伴う減員	
	その他	374	370	△4		
	小 計	2,824	2,886	62		
合 計		13,664 [14,779]	13,727 [14,722]	63 [△63]	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.82人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数（京都市職員定数条例に定める職員数）の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	34	418	1,010	1,078	1,122	1,303	1,737	1,570	1,522	1,686	1,683	564	13,727

ウ 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度						過去5年間の増減数 (%)
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
一般行政	7,496	7,466	7,495	7,467	7,424	7,443	△53 (△0.7%)
教育	1,928	1,769	1,666	1,637	1,615	1,599	△329 (△17.1%)
消防	1,872	1,864	1,830	1,818	1,801	1,799	△73 (△3.9%)
普通会計	11,296	11,099	10,991	10,922	10,840	10,841	△455 (△4%)
公営企業等会計	2,882	2,789	2,781	2,832	2,824	2,886	4 (0.1%)
合計	14,178	13,888	13,772	13,754	13,664	13,727	△451 (△3.1%)

## 第2章 職員の人事評価の状況

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価のことです。

本市では平成18年度から平成21年度まで、部・課長級の職員を対象として、能力評価と目標管理の手法を導入した業績評価で構成する人事評価制度を実施しました。

平成22年度には、これまでの評価制度を見直し、職員の育成と組織の活性化を目的に、対象を全職員に拡大して、職階に応じた共通の基準に基づく評価制度を試行し、平成23年度から制度実施しています。

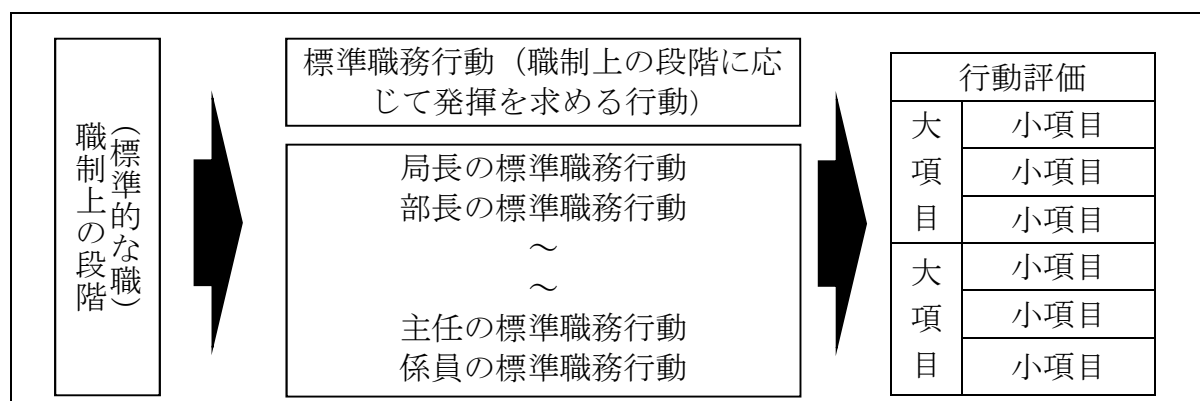
### 1 人事評価制度の状況

#### (1) 評価の方法

人事評価は、「行動評価」と「業績評価」により行います。

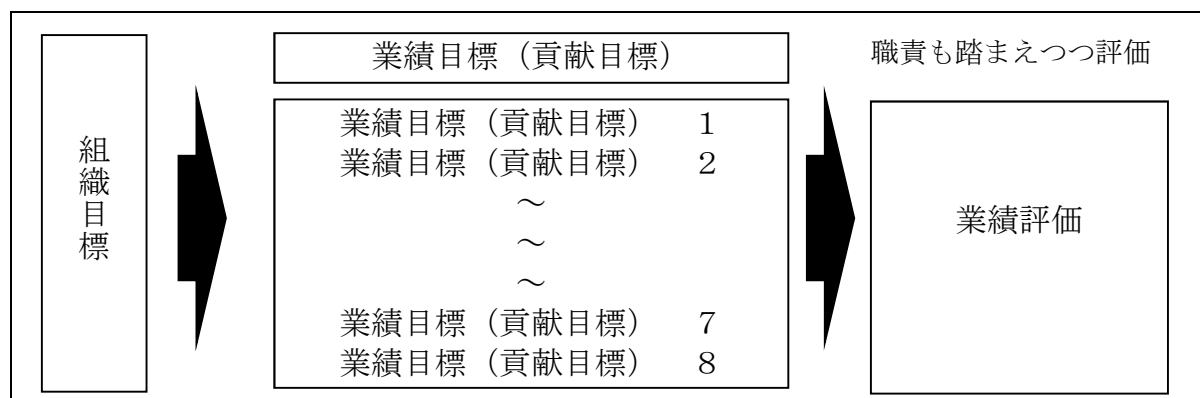
##### 行動評価

職員の職制上の職（標準的な職）の段階に応じて、任命権者が発揮を求める行動（標準職務行動）を明示し、これに基づいて定める評価項目に、実際の職務行動を照らして評価します。



##### 業績評価

職員ごとに個別具体的な目標を設定し、これに照らして実際の成果を評価します。



(2) 対象者

区 分	内 容												
被評価者	<p>全ての職員を対象とすることを基本とします。ただし、次に該当する職員は対象外とします。</p> <p>① 臨時的任用職員及び嘱託職員</p> <p>② 休職、休業等により評価期間に勤務実績がない職員</p>												
評価者	<p><b>1次評価者</b></p> <p>被評価者の直属の上司（課長級以上）とし、職場でのミーティングや面談等、制度運用の中心となるとともに、日々の職務行動や業務の達成状況を踏まえて、基準に従い評価します。</p> <p><b>2次評価者</b></p> <p>1次評価者の直属の上司とし、1次評価を確認し、不均衡等があると認められる場合、調整を行います。</p> <table border="1" data-bbox="357 882 1410 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 882 708 931">被評価者</th> <th data-bbox="708 882 1059 931">1次評価者</th> <th data-bbox="1059 882 1410 931">2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 931 708 981">部長級</td> <td colspan="2" data-bbox="708 931 1410 981">局長級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 981 708 1030">課長級</td> <td data-bbox="708 981 1059 1030">部長級</td> <td data-bbox="1059 981 1410 1030">局長級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1030 708 1077">課長補佐級～係員級</td> <td data-bbox="708 1030 1059 1077">課長級</td> <td data-bbox="1059 1030 1410 1077">部長級</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	1次評価者	2次評価者	部長級	局長級		課長級	部長級	局長級	課長補佐級～係員級	課長級	部長級
被評価者	1次評価者	2次評価者											
部長級	局長級												
課長級	部長級	局長級											
課長補佐級～係員級	課長級	部長級											

(3) 評価期間

各年度4月1日から翌年3月31日まで

(4) その他

局長級については、局区運営方針等の取組等を踏まえて、局区の運営状況について自己申告し、副市長が評価します。

## 2 人事評価結果の活用状況

管理又は監督の地位にある職員については平成 24 年度から、その他の職員については平成 25 年度から、人事評価の結果を翌年度の 1 月 1 日の昇給及び勤勉手当の支給率並びに表彰に反映させています。

### (1) 昇給への反映

ア 管理又は監督の地位にある職員

(ア) 対象者

成績不良者	人事評価の最下位区分の者 <b>【局長級】</b> A, B, C の 3 段階のうち, C 評価の者 <b>【部課長級】</b> 業績評価, 行動評価のいずれかが, S, A, B, C, D の 5 段階のうち, D 評価の者
-------	---

(イ) 反映の内容

翌年度の昇給を停止します。

イ その他の職員

(ア) 対象者

人事評価制度における個別評語の合計点が 24 点以下（満点：75 点）の者

(イ) 反映の内容

翌年度の昇給の号給数加算の対象から除きます。

### (2) 勤勉手当への反映

ア 管理又は監督の地位にある職員

(ア) 対象者

成績優秀者	職階ごとに、人事評価の上位区分の者の中から 10% の範囲内で決定 <b>【局長級】</b> A, B, C の 3 段階のうち, A 評価の者 <b>【部課長級】</b> 業績評価, 行動評価のいずれもが, S, A, B, C, D の 5 段階のうち, S 又は A 評価の者
成績不良者	人事評価の最下位区分の者 <b>【局長級】</b> A, B, C の 3 段階のうち, C 評価の者 <b>【部課長級】</b> 業績評価, 行動評価のいずれかが, S, A, B, C, D の 5 段階のうち, D 評価の者



(i) 反映の内容

成績優秀者	翌年度の手当の支給割合を、成績標準者に係る支給割合（※）から10%割増します。
成績不良者	翌年度の手当の支給割合を、成績標準者に係る支給割合（※）から30%減じます。

※ 成績優秀者の割増分の原資を確保するため、成績標準者（成績優秀者及び成績不良者以外の者をいう。）の支給割合を、条例に規定する支給割合から1%減じています。

イ その他の職員

(1) 対象者

人事評価制度における個別評語の合計点が24点以下（満点：75点）の者

(i) 反映の内容

翌年度の手当の支給割合を、条例に規定する支給割合から20%減じます。

(3) 表彰

成績不良者及び個別評語の合計点が24点以下の者について、翌年度の永年勤続表彰の対象から除きます。

### 第3章 職員の給与の状況

本市職員の給与は、国と他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与、生計費などを考慮して、市会の議決を経て定められています。

#### 1 人件費等の状況

##### (1) 人件費の状況

人件費とは、職員への給料や各種手当をはじめ、市長や市会議員などの特別職に支給された給料、報酬等に要した経費のことをいいます。

人件費の平成27年度決算見込みは、次のとおりです。

##### ア 普通会計部門（市長部局等、消防局及び教育委員会）の状況

住民基本台帳人口 (平成28年1月1日時点) (人)	歳出額 (A) (千円)	実質収支 (千円)	人件費 (B) (千円)	人件費率 (B/A) (%)	26年度の 人件費率 (%)
1,419,549	727,053,787	1,896,291	112,123,401	15.4	15.6

(注) 1 普通会計とは、地方公共団体間の財政規模や状況などを相互比較できるように、統一的な基準で整理された会計区分で、一般会計(ごみ収集や福祉事業、教育に係る費用など、京都市の基本的な業務を行うための経費等で構成された会計区分)とは異なります。

2 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度に繰り越した支払いや未納金など、本来はその年度に計上されるべき支出や収入について差し引いた実質的な収支の差額です。

##### イ 公営企業の状況

区 分	収益的支出 (A) (千円)	純損益 (千円)	人件費 (B) (千円)	人件費率 (B/A) (%)	26年度の 人件費率 (%)	
交通局	自動車運送事業	18,396,560	2,381,017	7,183,882	39.1	31.8
	高速鉄道事業	32,418,968	847,549	5,041,700	15.6	14.2
上下水道局	水道事業	26,184,876	5,568,551	5,217,317	19.9	16.8
	公共下水道事業	46,392,742	4,731,763	3,762,181	8.1	7.5

(注) 1 収益的支出とは、企業の経営活動に伴い発生する全ての費用のことをいいます。

2 純損益とは、企業の経営活動の結果として得た収入から、その収入を得るためにかかる費用を差し引いたものをいいます。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(交通局なし、上下水道局2,306,983千円)については含んでいません。

## (2) 職員給与費の状況

給与とは、給料や扶養手当、民間企業のボーナスに相当する期末・勤勉手当など各種手当の総額から退職手当を除いたものです。

平成 27 年度決算見込みにおける給与費は、次のとおりです。

なお、職員数は、普通会計に属する職員の人数となっていますので、3 ページ「4 職員数の状況」とは、一致しません。

### ア 普通会計部門（市長部局等、消防局及び教育委員会）の状況

職員数 (A) (人)	給 与 費 (千円)				1人当たり 給与費 (B/A) (千円)
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	合 計 (B)	
10,840	43,839,605	14,973,320	18,128,606	76,941,531	7,098

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### イ 公営企業の状況

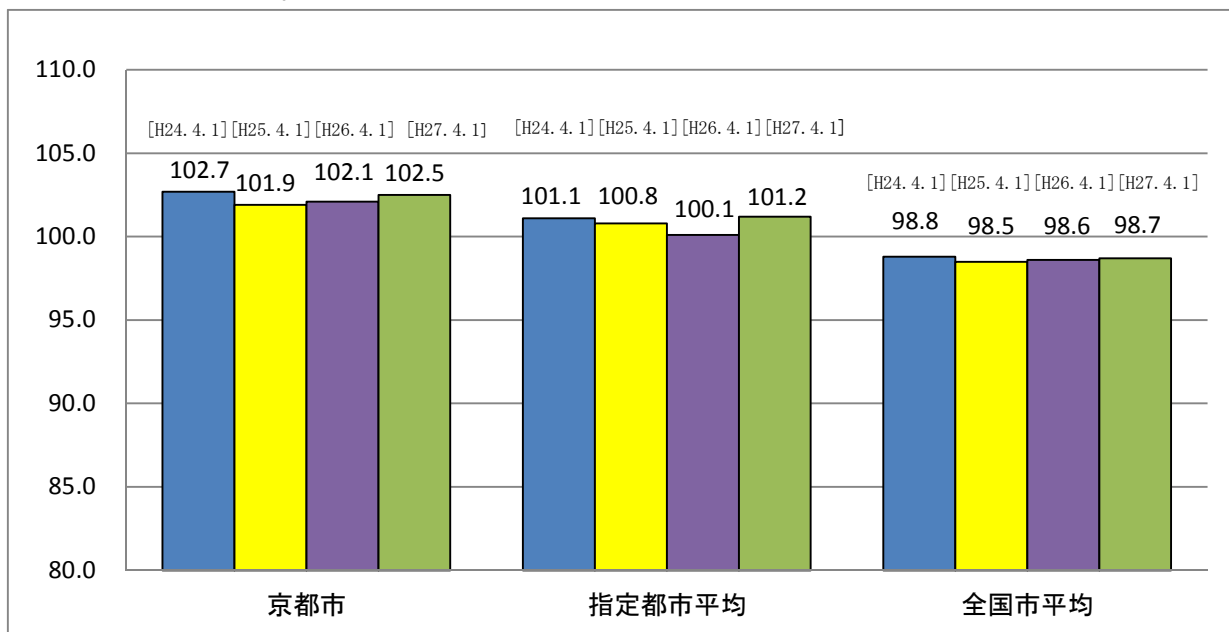
区 分	職員数 (A) (人)	給 与 費 (千円)				1人当たり 給与費 (B/A) (千円)	
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
交 通 局	自動車 運送事業	724	2,407,152	1,285,516	1,023,305	4,715,973	6,514
	高速鉄道 事業	544	1,968,581	980,266	840,157	3,789,004	6,965
上 下 水 道 局	水道事業	702	2,861,724	1,060,824	1,202,496	5,125,044	7,300
	公共下水 道事業	533	2,200,890	807,750	918,537	3,927,177	7,368

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数であり、同日付けの退職者数を含みます。

### (3) ラスパイレス指数の比較（直近4箇年）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を示したものです。



(注) 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的（2年間）な給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日時点のラスパイレス指数が100を上回っていることは、給料が国家公務員と比べて高いことを示していますが、ラスパイレス指数は給料のみの比較であり、給料以外の諸手当も含む本市職員の給与水準は、国家公務員より低い状況にあります（16ページ「2 平均給与及び初任給の状況」参照）。

また、本市職員の給与については、市内民間事業所における給与水準等を考慮した毎年の本市人事委員会からの勧告及び報告を踏まえ、適正な水準であるよう、適宜必要な見直しを行っています。

### (4) 平成27年度給与改定の状況

ア 月例給

人事委員会の勧告				給与改定率 (%)	国の改定率 (%)
民間給与 (A) (円)	公務員給与 (B) (円)	較差 (A - B) (円)	勧告 (改定率) (%)		
402,785 円	401,590 円	1,195 (0.30%)	0.30	0.30	0.36

(注) 民間給与・公務員給与とは、人事委員会勧告において、公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

（単位：月）

人事委員会の勧告				年間支給 月数	国の年間 支給月数
民間支給割合 (A)	公務員支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
4.22	4.10	0.12	0.10	4.20	4.20

（注） 民間支給割合は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、公務員支給月数は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% 引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

ア 給料表の見直し

行政職給料表について、本市人事委員会勧告に基づき、国に準じた見直しを実施し、水準を平均 2% 引き下げました。市内民間事業所従業員との給与差を考慮し、若年層については引下げを行わず、高齢層職員については、最大で 4% 引き下げました。激変を緩和するため、3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）の経過措置（実施日前日の給料月額との差額を支給する措置）を実施しています。

他の給料表（医療職給料表を除く。）については、行政職給料表の見直しに準じた見直しを実施しました。

（給料表の改定実施日）平成 28 年 4 月 1 日

イ 地域手当

国基準 10% に対し、京都市においても 10% を支給しています。

（参考：地域手当の支給割合）

（単位：%）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度		見直し後 (平成 28 年 4 月 1 日)
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準	10	10	10	10
京都市	10	10	10	10

ウ その他の見直し内容（平成 28 年 4 月 1 日実施）

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様の見直しを実施しました。

(6) 給与減額措置の状況

依然として厳しい本市の財政状況を踏まえ、市長をはじめとする特別職については、次の給与減額措置を実施しています。

職員の区分	減額対象の給与の種類及び減額率 (%)			減額期間
	給料	地域手当	期末手当	
市長	20	20	20	平成21年1月1日～ 平成29年3月31日
副市長	12	12	12	
常勤の監査委員	5	5	5	

※ 市会においても、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間、議員報酬の10%(平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間については、5%)の減額措置を実施しています。

## 2 平均給与及び初任給の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況

本市職員のうち代表的な職種の平成28年4月1日現在における平均年齢等の状況は、次のとおりです。

ア 市長部局等、消防局及び教育委員会の状況

⑦ 一般行政職

区分		平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)
京都市		42.9	339,655	456,388	398,426
参 考	京都府 (27年度)	43.8	334,162	429,835	384,623
	国 (27年度)	43.5	334,283	—	408,996
	指定都市平均 (27年度)	42.0	330,006	449,205	386,807

(注) 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当（退職手当及び期末・勤勉手当を除く、全ての手当）の額を合計したものです。

3 「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員と同じ基準で比較するため、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の額を合計したものです。

各種手当の内容、支給額などは、20～30ページの「3 手当の状況」において記載しています。

4 一般行政職とは、事務職員と土木や建築などの技術職員等をいいます。

## (イ) 技能・労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額 (円)
京都市	49.8	1,263	338,747	420,743	389,190	—	—	—
まち美化 業務員	46.7	301	329,688	427,087	383,217	廃棄物処理業 従業員	44.9	289,500
給食 調理員	49.5	225	341,913	393,265	388,701	調理士	37.6	265,100
管 用務員	53.0	146	370,673	423,283	418,874	用務員	54.6	200,300
京都府 (27年度)	54.4	254	359,215	411,155	393,767	/		
国 (27年度)	50.2	2,994	289,141	—	328,318			
指定都市平均 (27年度)	48.3	1,253	325,210	405,444	377,533			

(注) 1 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成24年度から平成26年度の3箇年の平均)。

2 民間の「廃棄物処理業従業員」及び「用務員」のデータは全国平均、「調理士」のデータは京都府平均のものであります。なお、民間の類似職種は、業務内容、雇用形態等が一致しているものではありませんので、単純に比較することはできません。

## (ウ) 高等学校教育職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
京都市	47.8	393,191	472,540
京都府 (27年度)	45.0	379,868	441,138
指定都市平均 (27年度)	46.6	393,534	478,813



イ 公営企業の状況

	平均年齢 (歳)	基本給 (円)	平均月収額 (円)
交 通 局	41.6	321,950	541,208
上下水道局	44.4	386,583	610,117

(注) 1 「基本給」には、給料のほか、地域手当及び扶養手当を含みます。

2 「平均月収額」は、平均年収額を12で除したものであり、基本給のほか、退職手当を除くすべての手当を含みます。

(参考：バス事業運転士)

区分	公 務 員				民 間		
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	基本給 (円)	平均月収額 (A) (円)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢 (歳)	平均月収額 (B) (円)
京 都 市	40.5 (42.2)	692 (727)	288,509 (283,083)	493,717 (480,710)	営業用バス 運 転 者	49.8	391,800
指定都市平均 (27年度)	47.7	439	344,624	569,947			

(注) 1 ( ) 内は、非常勤嘱託職員を含みます。

2 民間の「営業用バス運転者」のデータは、平成24年度から平成26年度までの各年度の「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)における、京都府(企業規模10人以上)の数値の平均です。

(参考：地下鉄事業運転士)

区分	公 務 員				民 間		
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	基本給 (円)	平均月収額 (A) (円)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢 (歳)	平均月収額 (B) (円)
京 都 市	39.8 (40.1)	150 (151)	302,651 (301,277)	499,928 (496,791)	電車運転士	39.6	531,100
指定都市平均 (27年度)	44.7	—	367,199	610,256			

(注) 1 ( ) 内は、非常勤嘱託職員を含みます。

2 民間の「電車運転士」のデータは、平成24年度から平成26年度までの各年度の「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)における、全国(企業規模10人以上)の数値の平均です。

3 指定都市平均のデータは、地下鉄事業運転士を含む、地下鉄事業全体のものです。

## (2) 職員の初任給の状況

本市職員のうち代表的な職種の平成 28 年 4 月 1 日現在における初任給の状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分		京都市	京都府	国
一 般 行 政 職	大学卒	181,200 (※1)	185,600	(総合職) 181,200 ----- (一般職) 176,700
	高校卒	149,700 (※2)	150,900	144,600
技能・労務職		(18歳) 145,600～153,000	—	—
高等学校教育職		207,300	207,300	207,300

(注) ※1は上級の一般事務職における初任給、※2は中級の一般事務職における初任給であり、京都府及び国の欄は、これに相応する試験区分及び職種の初任給です。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

本市職員のうち代表的な職種の平成 28 年 4 月 1 日現在における経験年数別・学歴別平均給料月額は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一 般 行 政 職	大学卒	281,960	361,591	400,409	433,432
	高校卒	216,910	314,579	357,974	388,010
技能・ 労務職	高校卒	—	310,838	340,536	360,593
	中学卒	—	288,700	331,449	353,812
高等学校教育職		336,589	408,096	419,841	440,819

(注) 1 経験年数とは、職員として在職した期間のことですが、学校卒業から職員採用までの間に、民間企業等での勤務経験がある場合には、職務に役立つ度合いに応じ、その期間を換算したものを含めた期間となっています。

2 数値のない欄については、「ハイフン(—)」としています。

## (4) 昇給への勤務成績の反映状況

9 ページ「2 人事評価結果の活用状況(1)」において記載しています。

### 3 手当の状況

職員には、「京都市職員給与条例」等に基づき、各種手当を支給しています。手当の種類は、次のとおりです。

#### (1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当とは、民間企業のボーナスに当たるものです。

期末手当は職員の採用等の時期に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給します。

平成 27 年度の支給割合等は、次のとおりです。

京都市		京都府		国	
期末手当 2.60 月分 【2.20】月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.60 月分 【2.00】月分 (0.75) 月分	期末手当 2.60 月分 【2.20】月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.60 月分 【2.00】月分 (0.75) 月分	期末手当 2.60 月分 【2.20】月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.60 月分 【2.00】月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) ・管理又は監督の地位にある職員 10～23% ・係長級以上の職員等 5～20%		(加算措置の状況) ・管理職 10～20% ・役職 5～20%		(加算措置の状況) ・管理職 10～25% ・役職 5～20%	
1人当たり平均支給年額 市長部局等、消防局及び教育委員会 1,671 千円 交 通 局 1,513 千円 上下水道局 1,711 千円		1人当たり平均支給年額 1,639 千円 (26 年度)		/	

(注) 1 【 】内は、管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものに係る支給割合です。

2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

3 管理職とは、京都市における管理又は監督の地位にある職員に該当する者をいいます。

4 役職とは、京都市における係長級以上の職員等に該当する者をいいます。

勤勉手当への勤務実績の反映状況は、9 ページ「2 人事評価結果の活用状況(2)」において記載しています。

## (2) 退職手当

退職手当とは、退職時に支給する一時金であり、退職時の給料月額に退職事由（定年、自己都合等）に応じた支給率を乗じて算出しています。平成28年4月1日現在の支給月数などは、次のとおりです。

なお、本市では国の見直し内容に準じ、平成25年4月1日から支給率を段階的に引き下げました（平成27年4月1日制度完成）。

京都市			国		
	自己都合	定年		自己都合	定年
勤続20年	17.567月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	22.443月分	35.235月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	38.063月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前に早期退職した場合（特例退職）			定年前に早期退職した場合（定年前早期退職特例措置）		
20%以内			45%以内		
1人当たり平均支給額					
市長部局等、消防局及び教育委員会	19,712千円				
交通局	15,911千円				
上下水道局	18,210千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給した平均額です。

## (3) 地域手当

地域手当は、給与に民間賃金の地域間格差を適切に反映させるために物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給する手当です。

平成28年4月1日現在の支給率等（支給実績は、平成27年度決算見込みの数値）は、次のとおりです。

ア 市長部局等、消防局及び教育委員会

支給実績(千円)	4,543,901		
支給職員1人当たり平均支給年額(円)	386,682		
支給対象地域等	支給対象職員数(人)	支給率(%)	国の支給率(%)
京都市域	10,800	10	10
東京都の特別区の区域内に存する勤務公署	10	20	20
医師	31	16	16
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	102.5 (102.5)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）のことであります。

イ 公営企業

交 通 局	支 給 実 績 (千円)	465,847	
	支給職員1人当たり平均支給年額 (円)	378,123	
	支給対象地域	支給対象職員数 (人)	支給率 (%)
	京 都 市 域	1,232	10
上 下 水 道 局	支 給 実 績 (千円)	530,680	
	支給職員1人当たり平均支給年額 (円)	426,592	
	支給対象地域	支給対象職員数 (人)	支給率 (%)
	京 都 市 域	1,243	10
	東京都の特別区の区域内に存する勤務公署	1	20

(4) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康などの特殊な勤務に従事する職員に支給する手当です。

平成28年度現在、特殊勤務手当には、次のものがあります。

ア 市長部局等、消防局及び教育委員会

手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
航 空 業 務 手 当	航空業務に従事する職員	1回300円以内 又は1時間900円以内 又は月額120,000円以内
消 防 特 殊 業 務 手 当	消防作業等に従事する職員	1回2,000円以内 又は1時間620円以内 又は日額4,000円以内
事業用電気 工作物保安 監督等手当	電気主任技術者、ボイラー・タービン 主任技術者及びボイラー取扱作業主任 者	月額4,000円以内
特 殊 現 場 作 業 手 当	特殊な現場における困難な業務に従事 する職員	日額1,200円以内
動 物 取 扱 作 業 手 当	動物の飼育、保管、処分等に従事する 職員	1回270円以内 又は日額1,500円以内
放 射 線 取 扱 手 当	放射線を照射する業務に従事する職員	日額230円以内

手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
保健医療 業務手当	公衆衛生又は地域医療に関する業務に従事する職員	1回1,000円以内 又は日額1,500円以内
社会福祉 業務手当	社会福祉法等に定める施設等において、福祉六法の規定に基づく業務に従事する職員	1回500円以内 又は日額1,500円以内
用地交渉等 手当	土地の取得等に係る交渉に従事する職員	日額260円以内
賦課徴収 業務手当	市税等の賦課、徴収、収納等に直接従事する職員	日額600円以内
能率手当	特に精神的な緊張を強いられる勤務、作業の質的な困難性が高い勤務、特に時間的な負担が掛かる勤務等に従事し、高度の能率を上げた職員	1の年度を通じて給料月額 の12倍の100分の25 以内
隔日勤務 手当	正規の勤務が2日にわたり、その間24時間拘束される職員	1回給料月額の130分の1 以内
変則勤務 手当	勤務時間の全部又は一部が深夜、早朝等著しく変則的な時間に属する職員	1回4,400円以内 又は日額12,000円以内

イ 公営企業

(ア) 交通局

手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
能率手当	市長部局等と同じ	市長部局等と同じ
隔日勤務 手当	バス営業所における事務職員及び地下鉄駅関係職員で、24時間交代勤務、営業時間交代勤務に従事するもの	勤務1回につき 24時間交代勤務 600円 営業時間交代勤務 500円
仮泊手当	地下鉄乗務員で、仮泊勤務に従事するもの	勤務1回につき600円
中休仕業 勤務手当	バス運転士、地下鉄乗務員で、中休勤務（朝・タラッシュ時に乗務する勤務）に従事するもの	10分につき45円

## (イ) 上下水道局

手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
特異性手当	汚水や汚泥の処理（下水処理）作業や事業場の排出規制物質の調査に従事する職員等	日額150円～700円
奨励金	水道メーターの取替業務に従事する職員 施設内の死獣処理（疏水路等における動物の死骸の引き上げ・処理）業務に従事する職員	1件につき42円 1件につき800円
能率手当	市長部局等と同じ	市長部局等と同じ

## (平成 27 年度決算見込みにおける支給実績)

		支給実績 (千円)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (円)	職員全体に占める 手当支給職員の割合 (%)	手当の種類 (手当数)
市長部局等, 消防局及び 教育委員会		855,076	153,047	51.5	13
公 営 企 業	交 通 局	57,396	64,490	72.2	4
	上 下 水 道 局	61,128	86,459	57.4	3

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した職員に支給する手当です。平成26年度実績及び27年度決算見込みにおける支給実績等は、次のとおりです。

	平成 27 年度		(参考) 平成 26 年度	
	支給実績 (千円)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (円)	支給実績 (千円)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局等, 消防局及び 教育委員会	3,646,280	394,320	3,637,897	391,256
交 通 局	1,065,712	907,761	976,460	882,875
上下水道局	651,789	608,581	654,270	546,136

(注) 交通局及び上下水道局については、市長部局等の休日勤務手当(28ページ参照)に相当する手当を含めています。

(6) その他の手当

平成28年4月1日現在、その他の手当には、次のものがあります。

なお、支給実績は、平成27年度決算見込みの数値です。また、[ ]内は国の状況で、当該記載のない箇所は、京都市と同じです。

ア 初任給調整手当

	内容及び支給月額	支給実績 (千円)	支給職員 1 人 当たり平均 支給年額 (円)
市長部局 等、消防 局及び教 育委員会	医療職給料表の適用を受ける 職員で大学卒業の日から原則 として 37 年以内に採用された もの	307,800 円 以内	73,143
	行政職給料表の適用を受ける 医師等で大学卒業の日から 原則として 37 年以内に採用さ れたもの	50,500 円 以内	
			2,216,455



イ 扶養手当

	内容及び支給月額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等, 消防 局及び教 育委員会	配偶者 13,900 円 [13,000 円] その他の扶養親族 6,400 円 [6,500 円] 配偶者がいない場合の扶養親族 1人のみ 11,600 円 [11,000 円] 扶養親族でない配偶者がある 場合の扶養親族1人のみ 6,900 円 [6,500 円] 満16歳の年度初めから満22歳 の年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円加算	1,305,954	221,048
交通局	市長部局等と同じ	232,980	272,491
上下 水道局	市長部局等と同じ	178,729	237,357

ウ 単身赴任手当

	内容及び支給月額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等, 消防 局及び教 育委員会	次の4つの支給要件を満たす職員に支給する。 ア 勤務公署を異にする異動に伴い、住居を 移転 イ やむを得ない事情により同居していた 配偶者等と別居 ウ 異動前の住居から異動後の勤務公署に 通勤することが通勤距離等を考慮して困難 エ 単身で生活することを常況としている。 基礎額 30,000 円 加算額 職員の住居と配偶者の住居との間の 交通距離が100km以上の場合、その 距離に応じ 8,000 円～70,000 円	11,377	325,057
上下 水道局	市長部局等と同じ	636	636,000

エ 通勤手当

	内容及び支給月額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等，消防 局及び教 育委員会	交通機関等利用者 全額支給限度 55,000 円	1,403,733	125,602
	交通用具使用者 片道		
	5 km 未満 2,000 円		
	5 km 以上 10km 未満 4,200 円		
	10km 以上 15km 未満 7,100 円(12,100 円)		
	15km 以上 20km 未満 10,000 円(15,000 円)		
	20km 以上 25km 未満 12,900 円(17,900 円)		
	25km 以上 30km 未満 15,800 円(20,800 円)		
	30km 以上 35km 未満 18,700 円(23,700 円)		
	35km 以上 40km 未満 21,600 円(26,600 円)		
	40km 以上 45km 未満 24,400 円(29,400 円)		
	45km 以上 50km 未満 26,200 円(31,200 円)		
	50km 以上 55km 未満 28,000 円(33,000 円)		
	55km 以上 60km 未満 29,800 円(34,800 円)		
	60km 以上 31,600 円(36,600 円)		
交 通 局	市長部局等と同じ	156,022	138,103
上 下 水 道 局	市長部局等と同じ	151,676	126,292

(注) 1 ( ) 内の額は，へき遠地に所在する勤務公署に勤務する者等の額

2 交通用具使用者のうち，自転車で通勤する職員は，その使用距離に応じて次の額を加算

(1) 片道 5 km 未満 1,000 円

(2) 片道 5km 以上 10km 未満 500 円

オ 住居手当

	内容及び支給月額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局等、消防局及び教育委員会	<p>ア 借家又は借間居住者で、家賃が 17,000 円を超えるもの 15,000 円以内 ※ 段階的引上げの経過措置中 ※ 京都市内居住者は月額に 3,000 円を加算[時限措置]</p> <p>イ 平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに京都市内に住宅を新築又は購入した者[時限措置] 10,500 円</p> <p>ウ 世帯主等で住居費用を負担しているもの（ア及びイに該当する者を除く。） 扶養親族を有する者等 8,000 円 その他の者 7,500 円 ※ 段階的廃止の経過措置中</p> <p>[借家又は借間居住者で、家賃が 12,000 円を超えるもの 27,000 円以内]</p>	1,027,709	116,454
交通局	市長部局等と同じ	139,635	125,346
上下水道局	市長部局等と同じ	130,837	123,315

カ 休日勤務手当

	内容及び支給額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局等、消防局及び教育委員会	<p>正規の勤務として次に掲げる日に勤務した場合</p> <p>ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日 イ 1 月 1 日・2 日・3 日及び 12 月 29 日・30 日・31 日</p> <p>勤務 1 日につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 12 倍に相当する額以内</p> <p>[休日給として、勤務時間 1 時間につき勤務 1 時間当り給与額の 100 分の 135 を支給]</p>	864,292	361,477

(注) 交通局及び上下水道局については、市長部局等の休日勤務手当に相当する手当を時間外勤務手当 (25 ページ参照) に含めています。

キ 夜間勤務手当

	内容及び支給額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等，消防 局及び教 育委員会	正規の勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合 1 時間につき，1 時間当たりの給与額の 100 分の 35  [1 時間につき，1 時間当たりの給与額の 100 分の 25]	189,903	121,811
交 通 局	市長部局等と同じ	102,265	115,034
上 下 水 道 局	市長部局等と同じ	52,884	409,953

ク 宿日直手当

	内容及び支給額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等，消防 局及び教 育委員会	本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は 日直勤務をした場合 勤務 1 回につき 4,400 円以内 (医師等については 23,000 円以内) [勤務 1 回につき 4,200 円 (入院患者の病状の急変等に対処するための 医師等の当直勤務は 20,000 円以内) ]	7,938	28,554
交 通 局	本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は 日直勤務をした場合 勤務 1 回につき 2,800 円以内	—	—
上 下 水 道 局	本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は 日直勤務をした場合 勤務 1 回につき 4,400 円以内 (管理者が特に必要があると認めるときは， 給与日額の 3 分の 1 に相当する額以内の額 の加算がある)	—	—

ケ 管理職手当

	内容及び支給月額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等，消防 局及び教 育委員会	管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるもの 給料月額100分の25以内 [俸給の特別調整額として，146,400円以内]	924,704	773,164
交通局	課長及びこれに準じる者以上の職員に対して支給 給料月額100分の25以内	44,454	1,111,350
上下水道局	課長補佐及びこれに準じる者以上の職員に対して支給 給料月額100分の25以内	109,059	886,657

コ 管理職員特別勤務手当

	内容及び支給額	支給実績 (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
市長部局 等，消防 局及び教 育委員会	管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものが，次のア又はイのいずれかに該当する場合において，任命権者が特に必要があると認めるとき ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日に勤務した場合 勤務1回につき12,000円以内 イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 勤務1回につき6,000円以内	24,774	30,852
交通局	市長部局等と同じ	1,470	37,692
上下水道局	市長部局等と同じ	1,418	17,506

#### 4 特別職の報酬等の状況

市長や市会議員などの特別職職員の報酬等は、市会の議決を経て定められています。市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当を、議長、副議長及び議員には、議員報酬及び期末手当を支給します。

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	1,112,000 円 (1,390,000 円)	指定都市における最高／最低額 (27 年度) 1,428,000 円／430,000 円	
	副市長	968,000 円 (1,100,000 円)	1,148,000 円／864,000 円	
議員報酬	議長	1,008,000 円 (1,120,000 円)	1,179,000 円／500,000 円	
	副議長	927,000 円 (1,030,000 円)	1,061,000 円／500,000 円	
	議員	864,000 円 (960,000 円)	953,000 円／500,000 円	
期末手当	市長 副市長	(27 年度支給割合)		
		6 月期 12 月期 計	1.475 月分 1.675 月分 3.15 月分	
退職手当	議長 副議長 議員	(27 年度支給割合)		
		6 月期 12 月期 計	1.475 月分 1.675 月分 3.15 月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×100分の53 給料月額×在職月数×100分の41	35,361,600 円 21,648,000 円	任期ごと

- (注) 1 本市では、厳しい財政状況を踏まえ、平成 21 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで給与減額措置を実施しています。給料及び議員報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=48 月)務めた場合における退職手当の見込額です。  
 3 市長及び副市長の退職手当の支給割合については、平成 25 年 4 月 1 日から、一般職の退職手当支給率の見直しを踏まえた引下げを実施しました。

## 5 級別職員数等の状況

職員の給料は、職務の内容と責任の重さに応じて設けられた職務の級によって定められています。

市長部局等、消防局及び教育委員会の職員のうち、医師、薬剤師、看護師などを除いた一般行政職の状況（平成28年4月1日現在）は、次のとおりです。

区分	標準的な職	職員数 (人)	構成比 (%)	1年前の 構成比 (%)	5年前の 構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1級	係員	743	13.2	12.0	11.4	134,500	270,600
2級	係員	1,027	18.3	21.0	22.2	182,500	333,800
3級	主任	1,744	31.0	29.3	28.5	216,500	379,900
4級	係長	1,135	20.2	20.1	19.6	262,800	409,000
5級	課長補佐	225	4.0	4.3	5.1	282,800	432,300
6級	課長	533	9.5	9.5	9.7	313,700	470,100
7級	部長 副区長	157	2.8	2.7	2.6	346,400	514,200
8級	局長 区長	53	0.9	1.0	1.1	389,800	573,000
合計		5,617	100.0	100.0	100.0	—	—

(注) 1 標準的な職とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 平成24年4月に9級制から8級制に変更しています（給料表の旧3級と旧4級を統合）。

5年前の構成比のうち3級の数値は、旧3級と旧4級の数値を合算したものです。

3 給料月額は、事務職員等に適用される行政職給料表について記載しています。

## 6 級別基準職務表ごとの職員数の状況

平成 28 年 4 月 1 日時点の、各任命権における、職務の級及び基準となる職務ごとの職員数の状況は以下のとおりです。

なお、職員数の計上方法が異なるため、3 ページ「ア 各年度 4 月 1 日現在の職員数」とは、一致しません。

### (1) 行政職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1 級	相当の知識、技術、経験等を要する職務	1,234	16.0	係員 (市長部局) 係員 (市会事務局) 係員 (監査事務局) 係員 (人事委員会事務局) 係員 (消防局) 係員 (教育委員会事務局)	895 4 2 1 286 46
2 級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務	1,552	20.2	係員 (市長部局) 係員 (市会事務局) 係員 (選挙管理委員会事務局) 係員 (監査事務局) 係員 (人事委員会事務局) 係員 (農業委員会事務局) 係員 (消防局) 係員 (教育委員会事務局)	1,093 9 4 4 1 1 386 54
3 級	主任の職務	2,662	34.6	主任 (市長部局) 主任 (市会事務局) 主任 (選挙管理委員会事務局) 主任 (監査事務局) 主任 (人事委員会事務局) 主任 (農業委員会事務局) 主任 (消防局) 主任 (教育委員会事務局)	1,880 3 1 2 5 3 698 70
4 級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	1,149	14.9	係長 (市長部局) 係長 (市会事務局) 係長 (選挙管理委員会事務局) 係長 (監査事務局) 係長 (人事委員会事務局) 係長 (消防局) 係長 (教育委員会事務局)	896 12 3 9 4 166 59
5 級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	285	3.7	課長補佐 (市長部局) 課長補佐 (市会事務局) 課長補佐 (監査事務局) 課長補佐 (人事委員会事務局) 課長補佐 (消防局) 課長補佐 (教育委員会事務局)	176 1 1 1 80 26
6 級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	600	7.8	課長 (市長部局) 課長 (市会事務局) 課長 (選挙管理委員会事務局) 課長 (監査事務局) 課長 (人事委員会事務局) 課長 (農業委員会事務局) 課長 (消防局) 課長 (教育委員会事務局)	426 4 1 2 1 1 106 59



7 級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	162	2.1	部長 (市長部局) 部長 (市会事務局) 部長 (選挙管理委員会事務局) 部長 (監査事務局) 部長 (人事委員会事務局) 部長 (消防局) 部長 (教育委員会事務局)	122 1 1 1 1 20 16
8 級	局長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	52	0.7	局長 (市長部局) 局長 (市会事務局) 局長 (選挙管理委員会事務局) 局長 (監査事務局) 局長 (人事委員会事務局) 局長 (消防局) 局長 (教育委員会事務局)	42 1 1 1 1 2 4

## (2) 医療職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1 級	医療業務を行う職務	2	6.5	係員 (市長部局)	2
2 級	1 係長若しくは課長補佐又はこれらのいずれかと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	8	25.8	係長 (市長部局)	8
3 級	1 課長若しくは部長又はこれらのいずれかと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	7	22.6	係長 (市長部局) 課長 (市長部局)	4 3
4 級	1 局長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	14	45.1	課長 (市長部局) 部長 (市長部局) 局長 (市長部局)	4 9 1

### (3) 環境業務職行政業務職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識、技術、経験等を要する業務を行う職務	55	4.9	係員（市長部局）	55
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する業務を行う職務	99	8.9	係員（市長部局） 係員（消防局）	94 5
3級	主任の職務	749	67.0	主任（市長部局） 主任（農業委員会事務局） 主任（消防局）	739 1 9
4級	作業長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	129	11.5	作業長（市長部局） 作業長（消防局）	128 1
5級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	82	7.3	係長（市長部局）	82
6級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	4	0.4	課長補佐（市長部局）	4

### (4) 看護職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識、技術、経験等を要する看護師の職務	1	5.0	係員（市長部局）	1
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する看護師の職務	10	50.0	係員（市長部局）	10
3級	副看護師長又は主任の職務	8	40.0	副看護師長（市長部局） 主任（市長部局）	2 6
4級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	1	5.0	係長（市長部局）	1
5級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	0	0.0	課長補佐（市長部局）	0
6級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	0	0.0	課長（市長部局）	0
7級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	0	0.0	部長（市長部局）	0

(5) 薬剤職獣医職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識、技術、経験等を要する薬剤師又は獣医師の職務	19	7.9	係員（市長部局）	19
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する薬剤師又は獣医師の職務	92	38.4	係員（市長部局）	92
3級	主任の職務	44	18.3	主任（市長部局）	44
4級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	44	18.3	係長（市長部局）	44
5級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	12	5.0	課長補佐（市長部局）	12
6級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	27	11.3	課長（市長部局）	27
7級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	2	0.8	部長（市長部局）	2

(6) 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識，技術，経験等を要する土木，建築，電気又は機械の技術業務を行う職務	136	12.7	係員（市長部局） 係員（教育委員会事務局）	135 1
2級	やや高度の知識，技術，経験等を要する土木，建築，電気又は機械の技術業務を行う職務	267	24.9	係員（市長部局） 係員（農業委員会事務局） 係員（教育委員会事務局）	262 2 3
3級	主任の職務	288	26.8	主任（市長部局） 主任（監査事務局） 主任（農業委員会事務局） 主任（教育委員会事務局）	283 1 1 3
4級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	221	20.6	係長（市長部局） 係長（監査事務局） 係長（農業委員会事務局） 係長（教育委員会事務局）	217 1 1 2
5級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	42	3.9	課長補佐（市長部局） 課長補佐（監査事務局）	41 1
6級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	95	8.8	課長（市長部局） 課長（監査事務局）	94 1
7級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	22	2.0	部長（市長部局）	22
8級	局長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして任命権者が定める職の職務	3	0.3	局長（市長部局）	3

## (7) 企業職給料表第1

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識, 技術, 経験等を要する職務	17	2.8	係員 (交通局)	17
2級	やや高度の知識, 技術, 経験等を要する職務	113	18.8	係員 (交通局)	113
3級	主事の職務	369	61.6	主事 (交通局)	369
4級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	61	10.2	係長 (交通局)	61
5級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	9	1.5	課長補佐 (交通局)	9
6級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	24	4.0	課長 (交通局)	24
7級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	5	0.8	部長 (交通局)	5
8級	局長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	2	0.3	局長 (交通局)	2

## (8) 企業職給料表第2

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識、技術、経験等を要する土木、建築、電気又は機械の技術業務を行う職務	23	13.0	係員（交通局）	23
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する土木、建築、電気又は機械の技術業務を行う職務	42	23.7	係員（交通局）	42
3級	主事の職務	74	41.8	主事（交通局）	74
4級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	24	13.6	係長（交通局）	24
5級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	5	2.8	課長補佐（交通局）	5
6級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	9	5.1	課長（交通局）	9
7級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	0	0.0	部長（交通局）	0
8級	局長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	0	0.0	局長（交通局）	0

## (9) 企業職給料表第5

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	技能若しくは経験等を要する職務	171	34.3	運転士・高速鉄道運輸関係職員(交通局)	171
2級	相当の技能若しくは経験等を要する職務	317	63.7	運転士・高速鉄道運輸関係職員(交通局)	317
3級	高度な技能若しくは経験等を要する職務	10	2.0	主事(交通局)	10

## (10) 上下水道局企業職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識, 技術, 経験等を要する職務	126	10.2	係員(上下水道局)	126
2級	やや高度の知識, 技術, 経験等を要する職務	171	13.8	係員(上下水道局)	171
3級	主事の職務	678	54.6	主事(上下水道局)	678
4級	係長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	128	10.3	係長(上下水道局)	128
5級	課長補佐又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	59	4.8	課長補佐(上下水道局)	59
6級	課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	63	5.1	課長(上下水道局)	63
7級	部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	14	1.1	部長(上下水道局)	14
8級	局長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして管理者が定める職の職務	2	0.1	局長(上下水道局)	2

(11) 管理用務員給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識、技術、経験等を要する職務	0	0	管理用務員（教育委員会事務局）	0
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務	78	53.4	管理用務員（教育委員会事務局）	78
3級	高度の知識、技術、経験等を要する職務	68	46.6	管理用務員（教育委員会事務局）	68

(12) 給食調理員給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識、技術、経験等を要する職務	15	6.2	給食調理員（教育委員会事務局）	15
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務	177	72.8	給食調理員（教育委員会事務局）	177
3級	高度の知識、技術、経験等を要する職務	51	21.0	給食調理員（教育委員会事務局）	51



## (13) 高等学校教育職員給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	助教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	10	1.9	助教諭 (教育委員会事務局)	10
2級	教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	458	89.0	教諭 (教育委員会事務局)	458
特2級	1 主幹教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 指導教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	9	1.7	主幹教諭 (教育委員会事務局) 指導教諭 (教育委員会事務局)	7 2
3級	1 副校長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 教頭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	20	3.9	教頭 (教育委員会事務局) 副校長 (教育委員会事務局)	18 2
4級	1 教育委員会事務局の教育に関する専門的事項に係る業務を掌理する部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 教育委員会事務局の教育に関する専門的事項に係る業務を掌理する課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 3 統括首席指導主事又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 4 校長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	18	3.5	校長 (教育委員会事務局)	18

## (14) 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	助教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	0	0	助教諭（教育委員会事務局）	0
2級	1 教頭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	84	53.5	教諭（教育委員会事務局） 教頭（教育委員会事務局）	68 16
特2級	副主任指導主事又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	13	8.3	副主任指導主事（教育委員会事務局）	13
3級	園長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	35	22.3	園長（教育委員会事務局）	35
4級	首席指導主事又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務	25	15.9	首席指導主事（教育委員会事務局）	25

## (15) 学校事務職員給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	標準的な職	(人)
1級	相当の知識，技術，経験等をもって学校事務を処理する職務	0	0	学校事務職員(教育委員会事務局)	0
2級	やや高度の知識，技術，経験等をもって学校事務を処理する職務	2	6.2	学校事務職員(教育委員会事務局)	2
3級	高度の知識，技術，経験等をもって学校事務を処理する職務	6	18.8	学校事務職員(教育委員会事務局)	6
4級	特に高度の知識，技術，経験等をもって学校事務を掌理する職務	10	31.2	学校事務職員(教育委員会事務局)	10
5級	1 事務長（次項に規定する事務長を除く。）又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 特に高度の知識，技術，経験等をもって困難な学校事務を掌理する職務	8	25.0	学校事務職員(教育委員会事務局)	8
6級	事務長（別に定める事務長に限る。）の職務	6	18.8	事務長（教育委員会事務局）	6

## 第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

本市職員の勤務時間その他の勤務条件についても、給与と同様、国と他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮して、条例によって定められています。

### 1 職員の勤務時間について

職員の勤務時間については、「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」(以下「勤務時間条例」といいます。)等によって定められています。

職員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、その途中に60分の休憩時間を設けています。

なお、業務の性質上、必要があると認める場合は、特別の定めをしています。

### 2 休暇制度について

休暇制度についても勤務時間と同様、「勤務時間条例」等により定められています。

#### (1) 年次休暇の状況

年次休暇は、4月1日から始まり3月31日で終わる年次の間に20日与えられますが、新規に採用された職員には、採用された月に応じて1日から20日までの範囲で与えられます。取得の単位は、原則として1日又は半日ですが、例外的に1時間を単位として取得できます。その年次に使用しなかった年次休暇の日数は、20日を限度として翌年次に繰り越して使用することができます。

平成27年度の年次休暇の取得状況は、次のとおりです。

	総付与日数 (A) (日)	総使用日数 (B) (日)	対象職員数 (C) (人)	平均取得日数 (B/C) (日)	取得率 (B/A) (%)
市長部局等	270,640.3	93,375.7	7,022	13.3	34.5
消 防 局	79,896.8	27,716.0	1,762	15.7	34.7
交 通 局	45,126.5	22,848.0	1,238	18.5	50.6
上下水道局	47,030.1	21,468.1	1,263	17.0	45.6
教育委員会	279,476.2	74543.5	7,114	10.5	26.7

(注) 教育委員会の対象職員数には、教職員を含んでいます。

(2) 特別休暇等の状況

ア 特別休暇等

平成 28 年 4 月 1 日現在における特別休暇等の種類等は、次のとおりです。

休暇の種類	付与日数，取得期間等
出産休暇	女性職員の出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間） 産後 8 週間
生理休暇	女性職員が生理のため著しく勤務が困難な場合， 1 回 3 日以内
結婚休暇	職員が結婚した場合， 7 日以内
服喪休暇	職員の配偶者又は 3 親等以内の親族が死亡した場合， 7 日以内
ボランティア活動休暇	職員が自発的に，かつ報酬を得ないで国内において社会貢献活動を行う場合， 1 年次につき合計で 5 日以内
任命権者の承認があったとき	(例) 病気休務

イ 介護休暇

職員は，負傷，疾病などにより日常生活を営むことに支障がある配偶者， 1 親等の親族又は同居の 2 親等の親族を介護する場合に，連続する 3 月の範囲内において必要と認められる期間の介護休暇を取得することができます。

ウ 育児休業及び部分休業

育児休業に関する制度には， 3 歳に満たない子を養育するために休業することができる育児休業制度と，小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために 1 日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。

平成 27 年度における育児休業及び部分休業の取得状況は，次のとおりです。

(単位：件)

	育児休業		部分休業
	新規承認	期間延長	
市長部局等	145(18)	14(3)	1,209(197)
消防局	7(0)	0(0)	4(2)
交通局	4(0)	0(0)	8(2)
上下水道局	5(1)	0(0)	16(6)
教育委員会	371(4)	74(0)	42(5)
合計	532(23)	88(3)	1,279(212)

(注) ( )内の数字は，男性職員の数で，内数です。

## 第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率を維持する見地から、勤務実績が良くない場合、心身の故障によりその職務を十分に果たすことができない場合、その職に必要な適格性を欠く場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分として、免職、休職、降任及び降給があります。

懲戒処分は、職員の服務規律違反等（法令に反したり、円滑な公務の遂行を妨げる等の行為）に対して科す制裁としての処分として、免職、停職、減給及び戒告があります。

### 1 職員の分限処分の状況（平成27年度）

任命権者は、地方公務員法で定める事由（下表の「区分」欄参照）がある場合に職員を降任し、又は免職することができ、同法又は条例に定めがある場合に職員を休職させることができるとされています。

なお、降給については、本市における実施実績はありません。

（単位：人）

区 分	免職	休職	降任	計
条例で定める事由による場合 （法第27条第2項）	—	0(3)	—	0(3)
勤務実績が良くない場合 （法第28条第1項第1号）	0(0)	—	0(0)	0(0)
心身の故障の場合 （法第28条第1項第2号及び 第2項第1号）	0(0)	311(346)	0(0)	311(346)
必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）	0(0)	—	0(0)	0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合 （法第28条第1項第4号）	0(0)	—	0(0)	0(0)
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	—	0(1)	—	0(1)
合 計	0(0)	311(350)	0(0)	311(350)

（注）1 免職とは、職を失わせる処分のことをいいます。

休職とは、職員に一定期間職務に従事させない処分のことをいいます。

降任とは、職員を現在よりも下位の職に任命する処分のことをいいます。

2 同一の者が複数回にわたって処分された場合には、処分1件につき1人として計上しています（以下同じ。）。

3 （ ）内は、前年度に処分を受けた職員の数です。

## 2 京都市職員の分限処分の基準等について

公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、「京都市職員の分限処分の基準等に関する要綱」を策定し、非違行為や職場における支障行動を繰り返すなど、職員としての適格性を欠く場合等、一定の事由によりその職責を十分に果たすことのできない職員に対して、分限処分を行うための基準等を定めています。

(参考) 分限処分の対象職員

- ア 勤務実績が良くない職員
- イ その職に必要な適格性を欠く職員 (※)
- ウ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない職員
- エ 行方不明となった職員

※ その職に必要な適格性を欠く場合の例

- ・ 遅刻や早退を繰り返す。
- ・ 勤務時間中に無断で長時間、職場を離脱する。
- ・ 業務上の重大な失策を繰り返す。
- ・ 上司の命令に従わない。
- ・ 上司等に対する暴力的言動を繰り返す。
- ・ 協調性に欠け、他の職員や市民等と頻繁にトラブルを生じさせる。
- ・ 上司等による受診命令や療養専念の指導に従わない。
- ・ 公租公課の滞納その他の公務外の非違行為について、是正を図るための指導を受けたにもかかわらず改善が見られない。
- ・ 係長及びこれに準じる職以上の職にあるもので、その職に求められる責任感の欠けた行動を取る。

### 3 職員の懲戒処分の状況（平成27年度）

任命権者は、職員が①法令等に違反した場合、②職務上の義務に違反したり、職務を怠った場合、③全体の奉仕者としてふさわしくない非行を行った場合に、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分を行うことができるとされています。

（処分の種類）

免職…懲罰として職員を勤務関係から排除する処分をいう。

停職…懲罰として一定期間、職員を職務に従事させない処分をいう。

減給…懲罰として一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分をいう。

戒告…職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分をいう。

#### (1) 事由別・種類別処分数について

（単位：人）

区分	免職	停職	減給	戒告	計
一般服務関係 （欠勤、勤務態度不良等）	0(0)	1(2)	1(0)	0(0)	2(2)
通常業務処理関係 （処理手続不遵守等）	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
公金公物取扱関係 （紛失、不正取扱等）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
横領等関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
収賄・供応関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
交通事故・ 交通違反関係	0(0)	2(3)	15(13)	9(13)	26(29)
公務外非行関係	0(4)	0(3)	0(0)	0(0)	0(7)
監督不行届等関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	0(4)	3(8)	17(13)	9(13)	29(38)

（注）1 （ ）内は、前年度に処分を受けた職員の数です。

2 処分時に非公表とした処分を含みます。



(2) 任命権者別・種類別処分数について

局名等	処分数 (人)	構成比 (%)				在職者 数 (人)	在職 者比 (%)	前年度 処分数 (人)	対前年 度増減 (人)	
		免職	停職	減給	戒告					
市長部局 等	2	66.7	0	1	1	0	7,720	0.03	6	△4
消防局	0	0.0	0	0	0	0	1,688	0.0	0	0
交通局	0 (26)	0.0	0 (0)	0 (2)	0 (15)	0 (9)	1,575	0.0	1 (28)	△1 (△2)
上下 水道局	0	0.0	0	0	0	0	1,229	0.0	0	0
教育 委員会	1	33.3	0	0	1	0	8,263	0.01	3	△2
合計	3 (26)	100.0	0 (0)	1 (2)	2 (15)	0 (9)	20,475	0.01	10 (28)	△7 (△2)

(注) 1 教育委員会には、学校教職員を含みます。

2 在職者数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の数です。

3 処分時に非公表とした処分を含みます。

4 交通局の ( ) 内の数は、業務上の運転事故等により処分を受けた職員の数で、外数です。

## 4 京都市職員の懲戒処分に関する指針について

### (1) 指針制定の目的

本指針は、過去の不祥事例を類型化し、標準的な懲戒処分の基準を掲げることにより、本市職員の服務規律違反等に対して、より一層厳正かつ公正に対処するとともに、不祥事の防止に資することを目的とし、平成14年10月に制定したものです。

平成18年4月、同年9月及び平成20年5月に、新たな項目を追加するとともに、基準の厳格化を図りました。

### (2) 処分基準等

服務規律違反等の種類による懲戒処分の程度は、次のとおりです。(20年5月以降)

区分	服務規律違反等	処分内容			
		免職	停職	減給	戒告
一般服務関係	欠勤	○	○		
	遅刻				○
	休暇の虚偽申請等	○	○		
	勤務態度不良	○	○	○	○
	職場の秩序を乱す行為	○	○	○	○
	虚偽報告		○	○	○
	虚偽公文書等作成	○			
	争議行為等	○	○	○	○
	秘密の漏えい	○	○		
	個人情報の不当利用	○	○		
	副業行為	○	○	○	○
	セクシュアル・ハラスメント等	○	○	○	○
	情報セキュリティポリシー違反	○	○	○	○
	不適切な事務処理	○	○	○	○
公金及び公物の 取扱い関係	横領等	○			
	紛失		○	○	○
	盗難		○	○	○
	公物損壊	○	○	○	
	諸給与の違法支払・不適正受給 公金公物処理不適正	○	○	○	○
収賄・供応関係	収賄	○			
	倫理保持義務違反 (倫理条例及び同施行規則違反)	○	○	○	○

区 分	服務規律違反等	処分内容			
		免職	停職	減給	戒告
公務外非行	放火	○			
	暴行（傷害を含む。）	○	○		
	脅迫	○	○		
	公務執行妨害・職務強要	○	○		
	偽計業務妨害・威力業務妨害	○	○		
	器物損壊	○	○	○	○
	窃盗	○	○		
	詐欺・恐喝	○			
	住居侵入	○	○		
	賭博	○	○	○	○
	麻薬・覚せい剤等の使用又は所持	○			
	淫行	○	○		
	痴漢行為等	○	○	○	
	公租公課の滞納		○	○	○
	破産・民事再生等			○	○
その他の公務外非行	○	○	○		
交通事故・交通法規違反関係	公務中の死亡事故等	○	○		
	公務中の傷害事故			○	○
	公務中の悪質な交通法規違反		○	○	○
	公務中の重過失による物損事故			○	○
	飲酒運転	○	○	※原則，免職	
	飲酒運転を助長する行為	○	○		
	無免許運転	○	○		
	人身事故後の措置義務違反	○	○		
物損事故後の措置義務違反		○	○		
監督責任関係	部下の服務規律違反等の隠ぺい，黙認等		○	○	

### (3) 処分の加重又は軽減等

ア 複数の服務規律違反等を行った場合の取扱い

複数の服務規律違反等を行った場合には，基準として掲げられた懲戒処分の種類のうち最も重い処分より重い処分を行うことができます。

イ 情状等による加重及び軽減等

職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき，違法行為を継続した期間が長期にわたるとき等には，基準として掲げられた懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができます。また，職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき等には，基準として掲げられた懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができます。

## 5 懲戒処分等の公表について

懲戒処分等の透明性・公正性を担保し、市政に対する市民の信頼の確保を図るとともに、職員の服務規律の遵守や非違行為の抑止に資することを目的として、平成 18 年 4 月に懲戒処分等の公表の基準を定めました。また、同年 8 月には、公表する項目を新たに追加するとともに、氏名を公表する場合を拡大する一部改正を行い、同年 9 月 1 日以降の処分について適用しています。

<p>対 象</p>	<p>① 地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分          ② 地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分に係る管理監督者に対する処分          ※ ただし、被害者のプライバシーに特に配慮する必要がある場合には、非公表</p>
<p>内 容</p>	<p>① 事件の概要          ② 被処分者の所属          ③ 年齢及び性別          ④ 職位及び職種          ⑤ 処分発令日          ⑥ 処分内容</p> <p>また、次の場合は、被処分者の氏名を公表する。          ア 免職及び停職処分の場合          イ 刑事事件につき所管庁が既に氏名を公表している場合          ウ 故意又は重大な過失による事件で、社会的影響が極めて大きい場合          ※ 上記の場合でも、非違行為が精神的な疾患に起因するものである等の事情がある場合は、氏名を公表しない場合があります。</p>

## 第6章 職員のサービスの状況

職員のサービスの根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

この規定に基づき、同法では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)、信用失墜行為の禁止(第33条)、営利企業等の従事制限(第38条)等を職員に課しているほか、本市では、職務に係る倫理の保持等に関し、職員として守るべき事項を条例や規則において定めています。

### 1 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況

職員の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くような行為を防止するとともに、職員の倫理観の高揚を図り、公務に対する市民の皆様の信頼を確保することを目的として、平成12年3月に「京都市職員の倫理の保持に関する条例」(以下「倫理条例」といいます。)を制定しました。この条例は、職員にとって利害関係者に当たる事業者等(法人その他の団体及び事業を行う個人)を明確に定義するとともに、利害関係者との間で禁止される行為及びその例外として許される行為並びに利害関係者との対応に当たって必要となる手続等を具体的に定めています。

#### (1) 利害関係者と飲食を共にする場合についての届出件数

職務上の必要性に基づき、職員が利害関係者と飲食を共にする場合で、職員の飲食代が、5,000円を超えるものについては、相手方負担、自己負担にかかわらず、「関係業者等対応届」を任命権者に提出しなければなりません。

なお、職務上の必要性がない場合に、利害関係者の負担により職員が飲食することは禁止されています。

※ 利害関係者とは、職員が職務として携わる事務の対象となっている者のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 許認可等を受けて事業を行っている者、許認可等の申請をしている者及び許認可等の申請をしようとしていることが明らかである者
- ② 補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている者、補助金等の交付の申請をしている者及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである者
- ③ 立入検査、監査又は監察を受ける者
- ④ 不利益処分をしようとする場合における当該処分の名宛て人となるべき者
- ⑤ 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている者
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となっている事業を行っている者
- ⑦ 地方自治法第234条第1項に規定する契約を締結している者、当該契約の申込みをしている者及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである者

なお、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から接待を繰り返し受けたり金品等を受け取る行為は、禁止されています。

平成 27 年度における当該届出の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

局名等	届出件数	うち閲覧請求の対象となる件数	
		5,000 円を超える飲食	その他任命権者が職務上必要であると認めたもの
市長部局等	656	656	0
消 防 局	9	9	0
交 通 局	0	0	0
上下水道局	0	0	0
教育委員会	55	55	0
合 計	720	720	0

(注) 閲覧請求の対象となるものの件数とは、課長級以上の職員に係る届出のうち、倫理条例第 10 条第 2 項に規定する贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が、1 件につき 20,000 円を超える届出の件数をいいます。

## (2) 事業者などからの贈与等又は報酬支払を受けた場合についての報告提出件数

課長級以上の職員は、事業者等から 1 件 5,000 円を超える贈与等又は報酬支払を受けたときは、その利益又は報酬の価額等を記載した「贈与等報告書」を任命権者に提出しなければなりません。

平成 27 年度における当該報告の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

局名等	提出件数	うち閲覧請求の対象となるものの件数					
		金銭の贈与	有価証券の譲受け	有価証券以外の物品の贈与	不動産の贈与	役務の提供	会食
市長部局等	11	0	0	0	0	0	11
消 防 局	0	0	0	0	0	0	0
交 通 局	0	0	0	0	0	0	0
上下水道局	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11	0	0	0	0	0	11

(注) 1 会食には、それに伴い提供された物品の贈与を含みます。

2 閲覧請求の対象となるものの件数とは、倫理条例第 10 条第 2 項に規定する贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が、1 件につき 20,000 円を超える贈与等報告書の件数をいいます。

### (3) 利害関係者からの倫理条例において禁止された行為の働き掛けに係る報告書の提出件数等

職員は、利害関係者から倫理条例の規定により禁止された行為の働き掛けがあったときは、その旨を倫理監督職員（職員の倫理を監督し、倫理の保持に関する必要な指導、助言等を行う職員（市長部局にあっては監察監（局長級）、他の任命権者にあっては庶務担当の部長級職員等）のことをいいます。）に文書で報告しなければなりません。

平成 27 年度において、当該報告書の提出事案は、ありませんでした。

※ 倫理条例の規定により禁止された行為とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 利害関係者から接待を受けること。
- ② 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- ③ 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- ④ 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- ⑤ 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- ⑥ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- ⑦ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- ⑧ 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

## 2 営利企業等の従事許可の状況

地方公務員法では、職員は任命権者の許可を受けることなく、営利を目的とする会社の役員等に就任すること、営利を目的とする私企業を営むこと及び報酬を得て他の事務、事業に従事することが禁止されています。そして、任命権者は、職務専念義務や職務の公正又は職員の品位が損なわれるおそれがあると認めるときは、許可をしてはならないこととされています。

任命権者が、従事することを許可している例としては、職務上得られた知識や経験を活用し、大学などの教育機関での講義や専門書等の執筆を行う場合などがあります。

平成 27 年度における営利企業等への従事許可の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

区 分	許可件数
市長部局等	369
消 防 局	25
交 通 局	1
上下水道局	17
教育委員会	83
合 計	495

### 3 公正な職務の執行の確保について

職員が職務の執行に関して不正な要望等や不正な言動を伴う要望等を受けた場合に適正に対処するため、これらの要望等がなされた場合の対応に関し必要な手続等を定めた「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定し、平成19年10月1日から施行しています。

本条例では、原則としてすべての要望等を書面に記録し、組織的に対応するとともに、不正な要望等や不正な言動を伴う要望等に対しては、要望者への警告、捜査機関への告発等の必要な措置を講じることとしています。また、これらの措置を講じた場合は、京都市公正職務執行審議会に報告し、審議することが定められています。

平成27年度における要望等の件数は、次のとおりです。また、要望等のうち、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置は、(2)のとおりです。

#### (1) 要望等の件数

(単位：件)

要望者別 類型	件 数				計
	個人	公職者	非営利の団体	事業者等	
道路・公園等関連	3,223	614	400	535	4,772
消防関連	1,235	3	13	7	1,258
文化・市民生活関連	473	0	185	2	660
総務等関連	223	3	46	12	284
保健・環境保全関連	165 (1)	0	0	2	167 (1)
福祉関連	246 (1)	1	81	4	332 (1)
教育関連	126	109	164	10	409
交通関連	140	1	61	0	202
住宅・まちづくり関連	289	0	89	2 (1)	380 (1)
ごみ処理, リサイクル等関連	98	2	2	3	105
税務・財務関連	23	0	0	0	23
上下水道関連	10	0	10	0	20
産業観光関連	70	1	8	8	87
合 計	6,321 (2)	734	1,059	585 (1)	8,699 (3)

(注) 1 ( ) 内は、不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等に対して措置を行ったものの件数を指します(内数)。

2 要望等の件数については、以下のものを除いています。

- (1) 書面により提出された要望等のうち、申請としてなされたもの(住民票の交付申請等)
- (2) 公職者(本市並びに国及び他都市等の議員等、国及び他都市等の職員)からの資料要求
- (3) 市会議員から本会議及び委員会で作られた要望等(会派要望を含む。)



(2) 不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等の内容及び講じた措置

年月	事案の概要	講じた措置内容等
平成 27 年 5 月	<p>建築基準法違反の疑いのある建築物について、所管課の職員 2 名が現場調査を行ったところ、構造規定に違反している可能性が高かったことから、施工業者に対し、その場で口頭により工事停止を指示した。これに対し、施工業者は、「京都市の指導に従うつもりはない。」等の発言を繰り返し、上司を出すよう求めた。</p> <p>職員が文書で工事停止を指示するため、建築工事指示書に必要事項を記入し、手交しようとしたところ、施工業者は記載中の職員から建築工事指示書の束を奪い取り、破いたうえで自分のポケットにしまい込んだ。職員が、書類の廃棄方法が不適切だと悪用されるおそれがある旨を伝え、返却を求めたところ、施工業者は職員の胸ぐらを掴み、「誰が悪用するというのか。しばき倒すぞ。」と発言し、返却に応じなかった。</p> <p>職員が、警察を呼ぶことになるため、身体接触や脅迫的な発言はやめるよう伝えたところ、施工業者は、「警察を呼べるものなら呼んでみる。」と発言した。</p>	<p>事案発生同日、所管課から警察署に相談した。</p> <p>後日、施工業者は公務執行妨害罪で書類送検されたが、施工業者が自身の暴力行為を認めて反省の弁を述べていることに加え、職員に被害が生じていないことが考慮され、不起訴処分となった。</p> <p>なお、当該工事については、事案発生後、是正計画書が提出され、後日、同書に基づいた是正工事の完了を確認している。</p>
平成 28 年 2 月	<p>生活保護を受給中であった要望者が所管課に来所し、要望者の金銭管理を行っている親族に金銭を要求することを目的として、所管課から親族に連絡するよう要求してきたため、職員が要望者と面談し、要望に添えない旨を伝えた。</p> <p>その後も、要望者は再三の退去命令に応じず、要求行為を繰り返し、さらには、窓口カウンターの仕切り板を「ドン」と大きな音を立てて 2 回叩いた。</p> <p>※事件発生までの経緯</p> <p>要望者は頻繁に所管課を訪れ、所管課から親族に連絡するよう要求して窓口に居座るため、所管課から退去命令を出すことが続いていた。再三の退去命令に応じない場合には、所管課から警察署に通報し、要望者が連行されることもあった。</p>	<p>事案発生同日、所管課から警察署に通報し、要望者は警察に連行された。警察からの助言を受け、所管課から被害届を提出し、同日、要望者は、職務強要罪により逮捕された。</p> <p>後日、要望者は起訴され、罰金刑が確定した。</p>

※ 平成 27 年度に受けた不正な要望等又は不正な言動を伴う要望等は 3 件ありましたが、うち 1 件は、対応が継続しています。

## 4 公益通報の処理状況

公益通報者保護法に基づき、公益のために通報した労働者の保護を図るとともに、本市における法令を遵守した公正な職務執行を確保するため、平成18年4月から公益通報処理窓口を設置し、労働者や本市職員からの通報を受け付け、必要な調査を行っています。また、本市の法令違反行為に関する通報については、より通報しやすく、透明性・公正性の高い制度とするため、平成19年10月から、市役所外部に通報相談員（弁護士）を設置しています。

なお、本市に処分等の権限がない、又は匿名通報である等の理由から、公益通報に該当しないものであっても、公益通報の取扱いに準じて、調査のうえ適切に対処しています。

平成27年度における公益通報等の状況は、次のとおりです。

### 公益通報等の受付状況及び処理状況

(単位：件)

			受付件数	通報事実を 確認した件数	うち職員の処分 に至った件数	(参考) 平成26年度 の受付件数
内部 通報	公益通報窓口 又は通報相談 員に通報され たもの	顕名通報	10(5)	0	0	7
		匿名通報	11(1)	2	0	11
	上記以外の窓口に 寄せられたもの		28	3	0	7
	小 計		49(6)	5	0	25
外部 通報	本市に処理権限 のあるもの	顕名通報	1	0	0	1
		匿名通報	2	0	0	0
	本市に処理権限のないもの (他の行政機関を教示)		0	0	0	0
	小 計		3	0	0	1
合 計			52(6)	5	0	26

(注) 1 ( ) 内は、外部窓口の受付件数で内数です。

2 内部通報とは、本市の行政運営上の法令違反行為等を対象とする通報をいいます。

3 外部通報とは、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる457(平成28年4月1日現在)の法律(食品衛生法等)に規定する犯罪行為、法令違反行為で、本市が処分等の権限を有するものを対象とする通報をいいます。

#### (主な通報内容)

- ・ 勤務態度不良に関するもの
- ・ 不適切な事務処理に関するもの
- ・ 副業に関するもの

## 5 ハラスメント防止の取組の状況

セクシュアルハラスメント（職場において、性的な言動によって、他の人を不快にさせること。）を防止し、快適な就業環境を確保するため、平成11年4月に「京都市セクシュアルハラスメント防止に関する方針」を策定し、職員の取るべき行動や管理監督者の役割のほか、相談窓口やセクシュアルハラスメント調査委員会（セクシュアルハラスメントに関する苦情を審議し、公正な処理を行うための機関）について決めました。

また、平成15年4月から、相談窓口を市外部のカウンセリング専門機関に委託し、職員が相談しやすい体制を取っています。

さらに、平成21年4月からは、パワーハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える言動を行うことにより、就労者の働く環境を悪化させ、又は雇用不安を与えること。）に関する相談にも対応することとしました。

具体的な取組としては、啓発ポスターやリーフレットによる職員への周知に加え、コンプライアンス推進室職員及び外部相談員が、職員のハラスメントに関する相談に対応し、適切な措置を講ずるよう努めています。

平成27年度におけるハラスメント相談の状況は、次のとおりです。

### (1) セクシュアルハラスメント相談の状況

(単位：件)

種別	面談	電話	手紙, メール	計	
性的関心など	8(2)	0(3)	0(0)	8(5)	事案の状況 同一職場 8(5)件 職場外 0(0)件
性別役割分担	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	相談者の内訳 女性 7(4)件 男性 1(1)件 不明 0(0)件
合計	8(2)	0(3)	0(0)	8(5)	

(注) 1 「性的関心など」とは性的関心や欲求によるセクシュアルハラスメントに関する相談を、「性別役割分担」とは性差別的な意識に基づく言動によるものをいいます。

2 ( )内は、平成26年度の件数です。

3 セクシュアルハラスメント調査委員会の開催はありませんでした。

### (2) パワーハラスメント相談の状況

(単位：件)

面談	電話	手紙, メール	計	
32(25)	10(6)	7(2)	49(33)	相談者の内訳 女性 23(22)件 男性 19(10)件 不明 7(1)件

(注) ( )内は、平成26年度の件数です。

## 6 服務規律の徹底と公務員倫理の高揚に向けた取組の状況

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱推進本部」の下、職員不祥事根絶のための改革に取り組んだ結果、不祥事を抑制する仕組みが一定構築され、職員の意識も大きく変わりました。このため、平成20年8月に同本部を発展的に解消し、新たに「全庁“きょうかん”推進本部」を設置し、不祥事の根絶にとどまらず、更なる職員の意識改革、組織風土の刷新、公務員倫理の高揚に向けた取組を全庁挙げて実施してきました。

平成27年度に取り組んだ主な内容は、次のとおりです。

### (1) 「コンプライアンス推進月間」の実施

職員一人一人がコンプライアンスに関する理解を深めるとともに、不祥事の根絶に向け構築してきた仕組みや制度の運用状況の再点検を行いました。

(主な取組内容)

#### ア 所属におけるコンプライアンスの点検

- ・ 課長級の職員自らが、業務管理やサービス管理に係る基本的な制度やルールと日常業務における必須事項を改めて確認しました。
- ・ 課長補佐級以下の職員が、日常業務に関する基本的事項等を改めて確認しました。
- ・ 飲酒に係る公務外非行をなくすための職場ミーティングを実施しました。
- ・ 各職員の日常業務に関する基本的事項等の確認結果を踏まえ、所属における問題点の改善に向けて、所属長による職場ミーティングを実施しました。

#### イ コンプライアンスに関する研修

- ・ 課長級以上の職員を対象とした研修（ハラスメント）を実施しました。

#### ウ その他の取組

- ・ 局区等におけるコンプライアンス推進に資する独自取組を実施しました。  
(職場巡察、個人情報管理状況の点検、コンプライアンス研修の実施、不祥事事案に関する資料の配布、局内職員等に対する標的型メールテストの実施等)

### (2) 全庁“きょうかん”推進部会等の開催

コンプライアンスの推進に向けた取組を円滑かつ総合的に推進するため、次のとおり、全庁“きょうかん”推進部会等を開催しました。

平成27年度に開催した会議等の開催回数は、次のとおりです。

会 議 名	開催回数	局 名 等
全庁“きょうかん”推進部会	4	全部局
所属長会議 ※すべての課長及び署長等が出席する会議	2	消防局
“きょうかん”推進委員会 監察員部会	3	消防局
きょうかん推進委員会 監察部会	5	交通局
監察員会議及び局内部長会・庶務担当課長会	6	上下水道局
“きょうかん”推進委員会	6	教育委員会

(3) 服務規律の徹底，公務員倫理の高揚に関する主な職員研修等

次のとおり，階層別研修等において，公務員倫理の研修を実施しました。

平成 27 年度に実施した研修受講者数は，次のとおりです。

(単位：人)

局 名 等	研 修 名	受講者数
全部局	新任部長級職員研修	32
	新任課長級職員研修	100
	新任係長級職員研修	189
	新任主任級職員研修	384
	基本理念研修	359
全部局 (消防局を除く。)	新規採用職員研修	267
	新規採用職員フォローアップ研修	186
消防局	初任教育	64
	新任消防司令長課程	12
	新任消防司令課程	26
	新任消防司令補課程	37
	新任消防士長課程	67
交通局	運行管理者研修	18
	市バス新規採用運転士研修	57
	市バス営業所主任・係員研修	5
	高速駅職員養成研修	20
	高速車掌養成研修	14
	高速運転士養成研修	7
	高速助役養成研修	7
	管理監督職員指導力向上研修	94
上下水道局	新規採用職員 2 次研修	31
	主事級職員スキルアップ研修	28
教育委員会	採用 1 年目教職員研修	321
	採用 10 年目教職員研修	234
	全市校園長会	271
	新任校園長研修	51
	新任教頭事務長研修	73
	管理用務員研修	280
	給食調理員研修	459

#### (4) 綱紀の厳正な保持等に関する通知

次のとおり、通知等により、綱紀の厳正な保持等について、全部局の職員に周知しました。

平成 27 年度に行った通知は次のとおりです。

年 月 日	件 名
平成 27 年 4 月 24 日	ソーシャルメディアの私的利用について（監察監通知）
平成 27 年 5 月 8 日	公共工事の入札事務における適正な業務の執行について（行財政局財政担当局長，監察監通知）
平成 27 年 6 月 19 日	公文書における消せる筆記用具の使用の禁止について（監察監，総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長通知）
平成 27 年 7 月 1 日	職員が贈答品や接待を受けることの禁止について（行財政局統括監察員通知）
平成 27 年 7 月 1 日	外郭団体に対する個人情報等の適正な管理等の徹底について（監察監，総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長通知）
平成 27 年 7 月 22 日	外郭団体及び任意団体における消せる筆記用具の使用の禁止について（監察監，総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長通知）
平成 27 年 12 月 2 日	年末年始に当たって（監察監通知）
平成 28 年 1 月 21 日	京都市長選挙における職員の服務規律の確保について（監察監通知）
平成 28 年 3 月 14 日	公務員倫理及び法令遵守の再徹底について（監察監通知）
平成 28 年 3 月 22 日	人事異動の際に引き継ぐべき事項について（行財政局統括監察員，人事部長通知）

#### (5) 外郭団体におけるコンプライアンスの徹底

外郭団体は本市と連携しながら、公益性、公共性の高い業務を担っており、団体の職員は本市職員と同様の高い規範意識が求められています。

外郭団体におけるコンプライアンスの徹底を図るため、平成 27 年度は次のとおり取組を進めました。

##### ア 「外郭団体におけるコンプライアンス推進対策会議」の開催

外郭団体を対象に、今後の取組に生かすため、本市の不祥事等を受けた取組及び団体におけるコンプライアンスの推進等について、情報交換等を行いました。

##### イ 監察体制等の整備

不正事案や不適切な事務処理の防止及び団体職員のコンプライアンスに対する意識の徹底のため、外郭団体に対して、下記の取組の実施を指導し、全団体において完了しています。

##### (ア) 監察体制の整備

##### (イ) 「コンプライアンス推進に係る指針」の策定

##### (ウ) 職員の「行動規範」の策定

## 第7章 職員の退職管理の状況

本市では、地方公務員法に基づき、平成28年4月1日から「京都市職員の退職管理に関する条例」を施行し適正な退職管理を行っています。この条例等では、退職して営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間に在職していた組織の職員に、離職後2年間は再就職先に関する契約等事務に対し働きかけを禁止しておりますが、違反の実績はありません。

また、管理監督職員であった者が、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合、再就職先の地位や業務内容等を任命権者へ届け出ることとしています。

管理監督職員で退職した職員の再就職の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	管理監督職員の 退職者数	うち再就職者数				
		本市	外郭団体	非営利団体	民間企業	合 計
市長部局等	77	20	9	21	0	50
消 防 局	21	8	0	8	4	20
交 通 局	5	2	3	0	0	5
上下水道局	5	4	0	0	1	5
教育委員会	65	42	3	20	0	65
合 計	173	76	15	49	5	145

(注) 1 上記は、平成27年8月から平成28年7月末までの期間における課長級以上の退職者数及び再就職者数です。

2 退職者数は、2ページの「3職員の退職の状況」のうち、「その他」の区分による者を除いています。

## 第8章 職員の研修の状況

地方公務員法では、任命権者は勤務能率の発揮及び増進のために、職員に研修を受ける機会を提供しなければならないとされています。この規定に基づき、各任命権者において様々な研修を実施しています。

地方公共団体の事務を効率的かつ効果的に執行することは、住民の福祉増進のためにも必要不可欠です。最小の経費によって最大の効果を挙げるためには、職員一人一人の能力を開発することが必要となります。

### 1 職員の研修の状況

平成27年度における研修の実施状況は、次のとおりです。

#### (1) センター研修等

##### ア 集合研修

##### (ア) 市長部局等

各任命権者と合同して、採用時や昇任時などに実施した階層別研修や、政策形成能力や業務遂行能力等の向上を図るために実施した能力開発研修などの集合研修の講座数及び受講者数は、次のとおりです。

(単位：人)

		受講者の内訳				
		市長部局等	消防局	交通局	上下水道局	教育委員会
講座数	32	3,731	412	234	526	167
受講者数	5,070					

##### (イ) 消防局，交通局，上下水道局及び教育委員会

上記以外に、各任命権者で必要に応じて実施した集合研修の講座数及び受講者数は、次のとおりです。

(単位：人)

	合計	消防局	交通局	上下水道局	教育委員会(注)
講座数	307	23	23	37	224
受講者数	51,421	1,262	952	1,851	47,356

(注) 学校・幼稚園の教職員を対象にした研修を含む。



イ 派遣研修

各任命権者において実施した講習会などへの派遣研修の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	合計	市長部局等	消防局	交通局	上下水道局	教育委員会
派遣 研修先数	64	7	9	1	37	10
受講者数	147	10	9	7	85	36

(2) 局区等研修

ア 集合研修

各局区、部、課、事業所等の所属において、所管する事務事業を的確かつ円滑に推進するために実施した研修の回数及び受講者数は、次のとおりです。

(単位：人)

	合計	市長部局等	消防局	交通局	上下水道局	教育委員会
回数	2,903	2,019	28	167	669	20
受講者数	69,597	50,305	2,374	4,426	12,045	447

イ 派遣研修

各局区、部、課、事業所等の所属において実施した学校、講習会、研修会等への派遣研修の回数及び受講者数は、次のとおりです。

(単位：人)

	合計	市長部局等	消防局	交通局	上下水道局	教育委員会
回数	923	734	15	43	77	54
受講者数	2,156	1,311	318	127	264	136

## 2 懲戒処分を受けた職員に係る再発防止研修等について

懲戒処分を受けた職員を対象として、公務員倫理等を再徹底し、再度懲戒処分を受けることのないよう意識改革を図ることを目的として研修及び継続的な指導を行うため、平成18年9月に「懲戒処分を受けた職員に係る研修等の実施に関する要綱」を策定しました。処分発令後、直ちに、公務員倫理や服務規律等に関する研修を行い、研修終了後は、所属長が当該職員の勤務状況等を継続して監察し、必要な指導を行います。また、職員の意識改革が不十分であると判断される場合には、再研修を行うこととしています。

※ 再発防止研修の27年度実績（市長部局分）  
受講者数 1人

## 第9章 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するため、「労働安全衛生法」をはじめとする法令等に基づき、安全衛生を管理するための体制や作業環境の整備、健康診断などを実施しています。また、公務や通勤途上の災害に被災した職員に対し、「地方公務員災害補償法」に基づき、療養補償、休業補償、障害補償などの各種補償を行っています。

このほか、職員の相互共済及び福利厚生を増進などを目的として、退職準備講座等を実施しています。

### 1 職員の安全・衛生管理について

#### (1) 職員の健康診断実施状況

市長部局等における平成27年度の実施状況は、次のとおりです。

(単位：人)

種 類		受診者数
一般定期健康診断	一般職員	7,611
	深夜業務等従事職員	1,602
雇入時健康診断		238
結核経過健康診断		4
特殊健診	VDT作業従事者	7,999
	電離放射線	15
	有機溶剤	48
	B型肝炎	165
	腰痛・頸肩腕障害予防指導	868
	破傷風予防接種	8
	石綿	265

## (2) メンタルヘルスの取組状況

平成 24 年 4 月に策定した「京都市職員メンタルヘルスケア指針」に基づき、次の取組を実施しています。

### ア 働きやすい職場環境の形成

- (ア) 管理監督者向け、職員向けの「メンタルヘルス対応リーフレット」（こころの健康サポート N a v i）の作成
- (イ) 安全衛生委員会の活性化

### イ こころの健康の保持増進（1 次予防）

- (ア) ストレスチェック制度の実施
- (イ) 長時間勤務職員に対する健康管理医の面談
- (ウ) 人事異動後の職員に対する面談
- (エ) メンタルヘルス研修の充実
- (オ) メンタルヘルス相談窓口一覧の周知

### ウ メンタルヘルス不調者の早期把握，早期対応（2 次予防）

- (ア) メンタルヘルス不調者を出さない職場環境づくり研修の実施
- (イ) 管理監督者のための相談窓口の利用促進
- (ウ) 職員相談室の利用促進

### エ 円滑な職場復帰支援と再発予防（3 次予防）

- (ア) 職場におけるリハビリテーションの充実
- (イ) 健康管理医等による復職前後の面談

### オ その他の取組

復職者に対するアンケートの実施

## (3) 公務災害補償の状況

平成 27 年度における公務災害及び通勤災害の認定件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区 分	件 数
公 務 災 害	169
通 勤 災 害	46

## 2 職員の福利厚生について

### (1) 福利厚生のための各種団体

#### ア 一般財団法人京都市職員厚生会

職員の互助共済及び福利厚生の増進を目的として、「京都市職員厚生会条例」に基づき、設置している団体です。

区 分		概 要
会員数		16,437 人（平成 28 年 4 月 1 日現在）
会費率		給料×4.0/1,000
事業主負担		①交付対象事業に要する経費の 2 分の 1 ②全運営経費のうち交付対象事業の運営に要する経費の 2 分の 1
事業内容	給付事業	慶弔金等の支給，資金の貸付け，生命保険や損害保険の取扱い
	厚生事業	文化体育活動や余暇の活用に対する支援，直営保養所の管理運営
	購買事業	物品のあっせん等

<参考>

地方公務員法（抄）

第 4 2 条 地方公共団体は、職員の保健，元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し，これを実施しなければならない。

京都市職員厚生会条例（抄）

第 1 条 本市の職員は，互助共済及び福利厚生の増進を図るため，京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）を組織するものとする。

※ 上記の事業内容等については，一般財団法人京都市職員厚生会のホームページにおいても掲載しています（<http://www.kyotocity-kouseikai.jp/>）。

イ 京都市職員共済組合

区 分		概 要					
組合員数		13,758 人（平成 28 年 4 月 1 日現在）					
掛金・負担金率		短期		介護		福祉	
		特別職	その他の組合員	特別職	その他の組合員	特別職	その他の組合員
掛 金 率	標準報酬月額 標準期末手当等の額	45.50	45.50	5.7	5.7	1.54	1.54
負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等の額	46.01	46.01	5.7	5.7	1.54	1.54
掛金(*)・負担金率 *厚生年金は保険料率		厚生年金		退職等年金		経過的長期	
		特別職	その他の組合員	特別職	その他の組合員	特別職	その他の組合員
掛 金 率	標準報酬月額 標準期末手当等の額	86.39	86.39	7.5	7.5	—	—
負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等の額	124.09	124.09	7.5	7.5	0.187	0.187
事業内容	長期給付事業	厚生年金（退職給付，障害給付，遺族給付）等の給付					
	短期給付事業	育児休業手当金，介護休業手当金，職員（組合員）及びその被扶養者の業務外の事由による疾病，負傷，死亡又は出産に関する給付等					
	福祉事業	住宅貸付，災害貸付，人間ドック，脳ドック，がん検診，歩こう会，会員制福利厚生事業等					

- (注) 1 掛金・負担金率は，千分比（平成 28 年 4 月 1 日現在）  
 2 負担金率は，公的負担及び調整負担金の料率を含みます。  
 3 掛金率，負担金率は，地方公務員共済組合連合会定款，京都市職員共済組合定款及び関係法令により定められています。  
 4 介護掛金・負担金は，40 歳以上 65 歳未満の組合員のみ対象となります。

<参考>

地方公務員法（抄）

第 4 3 条 職員の病気，負傷，出産，休業，災害，退職，障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気，負傷，出産，死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が，実施されなければならない。

地方公務員等共済組合法（抄）

第 3 条 次の各号に掲げる職員の区分に従い，当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（略）を設ける。

（略）

五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（略）の職員（略）

※ 上記の事業内容等については，京都市職員共済組合のホームページにおいても掲載しています（<http://www.city-kyoto-kyosai.jp>）。

## (2) 退職準備講座等の実施状況

### ア 退職準備のための講座

種 別	対象者	目 的
ライフプランセミナー (生涯生活充実講座)	40～49 歳の 職員で希望者	在職中から退職後を展望した生活設計が行えるよう、生きがい、健康管理、家庭経済などについて考える。
ライフプランセミナー (退職準備講座)	50～59 歳の 職員で希望者	残りの在職年数が 10 年未満となる中、退職後のより良い生活設計が行えるよう、生きがい、健康管理、家庭経済などについて考える。
ニューライフセミナー (退職直前講座)	定年退職 予定職員	退職後の生活設計、健康管理、再就職問題などについて考える。

### イ 広報誌の発行

ライフプラン支援冊子「はつらっライフ」

## 第Ⅱ部

# 人事委員会における業務の状況

「京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第3条に基づき、京都市人事委員会が、市長へ報告するために作成したものです。





## まえがき

京都市人事委員会は、「地方公務員法」に基づき京都市が設置した、中立的で独立した人事行政の専門機関です。同法は、人事委員会に対して次の権限を与えており、当委員会は、これらに基づく業務を行っています。

- 1 職員採用試験等の実施，人事行政について任命権者への報告・勧告等を行う権限
- 2 法律又は条例に基づき人事行政に関する規則を制定する権限
- 3 職員と任命権者との間に法律上の紛争が生じたときに審査・裁定等を行う権限

## 第1章 職員の競争試験及び選考の状況

### 第1節 採用試験等

#### 1 採用試験の概要

優秀な人物を確保するため、面接試験に重点を置いた人物重視の採用試験を実施しています。

平成27年度の採用試験について、表1-1，1-2及び1-3のとおり実施しました。

表 1 - 1 平成 27 年度採用試験の種類及び方法

区分・職種		受験資格	1 次試験	2 次試験等		
				2 次試験	3 次試験	
上級 I	一般事務職	行政	22～26 歳	・教養試験 ・専門試験	個別面接	個別面接 (民間面接官)
		福祉	・22～26 歳 ・社会福祉主事任用資格の取得	・教養試験 ・専門試験	個別面接	個別面接
	一般技術職	22～28 歳	・教養試験 ・専門試験	個別面接 ・作文試験	※電気・機械【追加実施】では、 作文試験を実施していない。	
	消防職	22～27 歳	教養試験	体力試験	個別面接 ・作文試験 ・身体検査	
上級 II	一般事務職	・～30 歳 ・大学院修了	教養試験	2 次試験 ・プレゼンテーション面接 ・課題論文	3 次試験 個別面接	
中級	一般事務職	18～21 歳	・教養試験 ・作文試験	個別面接	個別面接	
	一般技術職	18～21 歳	・教養試験 ・専門試験	個別面接 ・作文試験		
	消防職	18～21 歳	教養試験	体力試験	個別面接 ・作文試験 ・身体検査	
	学校事務職	18～45 歳	教養試験	個別面接	個別面接 ・作文試験	
経験者	青年海外協力隊等	一般事務職	・24～42 歳 ・2 年以上の活動経験	・教養試験 ・経験作文 ・適性検査	2 次試験 個別面接	3 次試験 個別面接
	民間企業等職務経験者	一般事務職 一般技術職	・27～59 歳 ・直近 7 年 5 年以上の職務経験	・教養試験 ・専門試験 ・経験作文 ・適性検査	個別面接	
免許・資格職	保健師	～29 歳	各職務に必要な 免許資格の取得	・教養試験 ・専門試験	個別面接 ・作文試験	
	薬剤師，獣医師	～32 歳				
	言語聴覚士	～29 歳				
	保育士	～29 歳	・教養試験 ・専門試験	実技試験 ・体力試験	個別面接 ・作文試験	

区分・職種		受験資格※	1次試験	2次試験等
身体 のある 障害 の方	一般事務職	18～29歳	・教養試験 ・作文試験	・個別面接 ・身体検査
	学校事務職			

・ 受験資格はいずれも採用時現在の年齢。

・ 

A	⇒	B
---	---	---

 については、Aの試験で一定点数以上の人を発表し、Bの試験の対象とすることを表します。

表1-2 平成27年度採用試験実施日程

試験区分	職種		第1次試験日	合格発表日
上級Ⅰ	一般事務職	行政	6月28日	9月4日
		福祉		8月31日
	一般技術職	9月4日		
消防職	9月27日		11月13日	
上級Ⅱ		一般事務職		11月20日
中級		一般事務職	11月29日	
		一般技術職		1月25日
	消防職	6月28日		
学校事務職	9月27日		11月13日	
経験者		青年海外 協力隊等		一般事務職
	民間企業等 職務経験者	一般事務職		
		一般技術職		
上級Ⅰ	一般技術職	電気・機械(追加)	9月27日	11月13日
免許・資格職	保健師		6月28日	8月31日
	薬剤師			
	獣医師			
	保育士		9月27日	11月13日
	言語聴覚士			
身体に障害のある方	一般事務職		9月27日	11月13日
	学校事務職			

表 1 - 3 平成 27 年度採用試験実施結果

試験区分・職種		申込者数	受験者数	最終合格者数	最終倍率	
上級 I	一般事務職	行政	1017 ( 398 )	821 ( 327 )	137 ( 68 )	6.0
		福祉	70 ( 45 )	57 ( 37 )	13 ( 10 )	4.4
	一般技術職	土木	85 ( 14 )	67 ( 12 )	22 ( 6 )	3.0
		建築	48 ( 21 )	39 ( 17 )	15 ( 9 )	2.6
		電気	29 ( 0 )	21 ( 0 )	10 ( 0 )	2.1
		機械	31 ( 3 )	22 ( 1 )	10 ( 1 )	2.2
		化学	44 ( 17 )	31 ( 11 )	3 ( 1 )	10.3
		農業	22 ( 14 )	18 ( 11 )	2 ( 2 )	9.0
		農林整備	4 ( 0 )	4 ( 0 )	2 ( 0 )	2.0
		環境	27 ( 9 )	18 ( 6 )	3 ( 0 )	6.0
		電気 (追加実施)	34 ( 1 )	25 ( 0 )	7 ( 0 )	3.6
		機械 (追加実施)	19 ( 1 )	18 ( 1 )	4 ( 0 )	4.5
	消防職	A	271 ( 13 )	215 ( 11 )	24 ( 0 )	9.0
B		147 ( 2 )	130 ( 2 )	28 ( 1 )	4.6	
上級 II	一般事務職	100 ( 32 )	83 ( 28 )	7 ( 4 )	11.9	
中級	一般事務職	68 ( 18 )	58 ( 13 )	5 ( 2 )	11.6	
	一般技術職	土木	24 ( 6 )	20 ( 5 )	12 ( 3 )	1.7
		建築	8 ( 1 )	8 ( 1 )	4 ( 0 )	2.0
		電気	2 ( 1 )	2 ( 1 )	2 ( 1 )	1.0
		機械	3 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	2.0
	消防職	382 ( 12 )	316 ( 9 )	25 ( 1 )	12.6	
学校事務職	888 ( 406 )	689 ( 317 )	19 ( 13 )	36.3		
経験者	青年海外協力隊等 (一般事務職)	26 ( 17 )	23 ( 15 )	4 ( 4 )	5.8	
	民間企業等職務経験者 (一般事務職)	1006 ( 290 )	796 ( 233 )	27 ( 6 )	29.5	
	民間企業等職務 経験者 (一般技術職)	土木	53 ( 0 )	41 ( 0 )	8 ( 0 )	5.1
		建築	34 ( 10 )	29 ( 9 )	6 ( 2 )	4.8
		電気	36 ( 1 )	26 ( 1 )	4 ( 0 )	6.5
機械	36 ( 1 )	29 ( 1 )	5 ( 0 )	5.8		
免許・ 資格職	保健師	74 ( 67 )	62 ( 59 )	17 ( 17 )	3.6	
	薬剤師	23 ( 11 )	19 ( 10 )	5 ( 2 )	3.8	
	獣医師	7 ( 2 )	7 ( 2 )	2 ( 0 )	3.5	
	保育士	220 ( 190 )	177 ( 151 )	41 ( 38 )	4.3	
	言語聴覚士	15 ( 14 )	11 ( 10 )	3 ( 3 )	3.7	
身体に障害のある方	一般事務職	22 ( 9 )	16 ( 6 )	1 ( 0 )	16.0	
	学校事務職	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1.0	

( ) は、女性で、内数です。

## 2 試験の周知と募集活動

採用試験の周知としては、市民しんぶんへの掲載、マスコミへの情報提供及び人事委員会事務局のホームページへの掲載等を行いました。また、「京都いつでもコール」へ採用試験に関する問合せができるようにしました。

募集活動としては、市政の魅力のPRのため、ポスター、パンフレット等の配布や大学等における採用説明会を行いました。また、京都市で働く魅力を伝えるためメールマガジンや動画を活用するとともに、より分かりやすい情報発信のため新たに職員採用専用ホームページを開設したほか、採用試験情報を就職情報サイトへ掲載するなど、受験者の確保に努めました。さらに、技術職場の現場見学会を実施しました。

## 3 採用選考

「地方公務員法」においては、職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、当委員会が承認した場合には、選考による採用を行うことができます。

平成27年度の状況は、表1-4のとおりです。

表1-4 平成27年度採用選考の状況 (単位：人)

免許・資格職 (医師等)	専門職 (文化財保護技師等)	技能・労務職 (運転手)	特別選考職 (係長以上の職等)	計
2	0	133	7	142

## 第2節 昇任選考

### 1 昇任選考

昇任とは、職員を現に在職する職より上位にある職に任命することをいいます。本市においては、当委員会の定める昇任選考基準に該当する者のうち、市長等から申請のあった者について当委員会が選考を行っています。

平成27年度の状況は、表1-5のとおりです。

表1-5 平成27年度昇任選考の状況 (単位：人)

昇任させる職	事務・技術職等 (消防職を除く)	昇任させる職	消防職
局長級	12	消防司監	0
部長級	32	消防正監	1
課長級	94	消防監	6
課長補佐級	129	消防司令長	21
係長級	207	消防司令	33
合計	474	消防司令補	36
		消防士長	67
		合計	164

## 2 係長能力認定試験

本市においては、能力ある職員の抜てき、有能な人物の早期発見及び早期育成、組織の活性化の推進、職員各自の自己研さんと能力開発の機会の提供等を目的として、昭和61年度から係長能力認定試験を実施しています。

平成26年度から、若手職員の自己研さん等を目的に、試験制度を見直しました。平成27年度の実施状況については、表1-6のとおりです。

表1-6 平成27年度係長能力認定試験実施状況

		受験者数 (人)	合格者数 (人)	最終倍率 (倍)
一般事務職	A・B試験	523 (91)	83 (15)	6.3 (6.1)
	A試験	246 (78)	89 (38)	2.8 (2.1)
一般技術職		295 (14)	48 (2)	6.1 (7.0)

( ) は、女性で、内数

(注) 一般事務職は、筆記によるA試験（法的知識を問う試験）及びB試験（市政や一般知識を問う試験）の両方の合格が必要です。B試験受験には2級在級年数が1年6月以上必要ですが、A試験は在級年数に関わらず25歳から受験ができます。

## 第2章 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### 第1節 給与に関する報告及び勧告

#### 1 給与に関する報告及び勧告とは

地方公務員は、地方公務員法により労働基本権が制約されており、民間企業の従業員のように労使交渉等によって賃金を決定することができないため、その代償措置として、人事委員会による給与勧告制度が設けられています。

人事委員会は、地方公務員法に定める「情勢適応の原則」や「均衡の原則」に基づき、地方公務員の給与水準を民間給与に均衡させることを基本とし、給与、勤務時間その他の勤務条件について研究を行い、必要な措置について議会及び長に勧告することとされています。

なお、給料表に関しては、毎年少なくとも一回、現行給料表が適当であるかどうかについて報告するものとされています。そのうえで、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、併せて勧告することとされています（11ページ「給与勧告の仕組み」参照）。

#### 2 平成27年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

(1) 勧告日 平成27年9月10日（木）

(2) 報告及び勧告の内容

ア 本市職員の給与と民間給与との比較について

(ア) 月例給

平成27年4月現在の本市職員の給与は、民間給与を1,195円(0.30%)下回っていました。

表2-1 平成27年4月分における本市職員の給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (行政職(一) 適用相当職) (B)	較 差	
		(A)-(B)=(C)	(C)/(B)×100
402,785円	401,590円	1,195円	0.30%

(注) 比較の対象とした者には、平成27年度の新規採用者は含まれていません。

(イ) 特別給

市内の民間事業所の特別給の支給月数は、4.22月分でした。



表 2-2 市内民間事業所の特別給の支給月数

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)		
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)		370,839 円	282,402 円
	上半期 (A2)		375,913 円	283,765 円
特別給の 支給額	下半期 (B1)		798,730 円	527,825 円
	上半期 (B2)		781,661 円	540,557 円
特別給の 支給月数	下半期 (B1/A1)		2.15 月分	1.87 月分
	上半期 (B2/A2)		2.08 月分	1.90 月分
年 間 の 平 均			4.22 月分	

(参考)

本市職員の支給月数	4.10 月分
-----------	---------

(注) 1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは平成27年2月から7月までの期間をいいます。

2 年間の平均は、特別給の支給月数を本市の職員構成に案分して求めたものです。

#### イ 給与の改定について

本市職員の給与が民間給与を1,195円(0.30%)下回っており、公民の給与較差を解消するため、給料表の引上げ改定が必要と判断しました。

期末手当及び勤勉手当については、本市職員の年間支給月数が、市内民間事業所で支払われた特別給の支給月数を下回っており、0.10月分引き上げ、4.20月分とすることが適当と判断しました。引上げに当たっては、平成27年の人事院勧告を勘案し、勤勉手当の支給月数を引き上げることが適当と判断しました。

また、初任給調整手当について、国に準じた改定を行うことが適当と判断しました。

#### ウ 給与制度の総合的見直しについて

地方公務員法の諸原則にのっとり、より本市にふさわしい給与制度を構築するための検討を進めてきました。

国においては、平成27年4月から「地域間の給与配分の見直し」、「世代間の給与配分の見直し」及び「職務や勤務実績に応じた給与配分」を柱とする給与制度の総合的見直しが実施されています。

本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則において、民間事業所従業員の給与とともに国家公務員の給与も職員給与決定に当たっての考慮事項とされていることや、本市も国家公務員給与がとらえている課題と共通の課題を抱えていること等を踏まえ、基本的には、国に準じた見直しを実施することが適当であると判断しました。

具体的には、平均2%、最大4%の引下げを行った国の行政職俸給表(一)を基

本とした改定を行ったうえで、地域手当の支給割合を国に準じて定めることが適当であると判断しましたが、給料表の見直しに当たっては、職員構成や昇任管理の実態等の国とは異なる本市の実情を十分に考慮し、本委員会が実施する職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果から明らかとなった本市職員と民間事業所従業員の世代別・役職段階別の給与水準の傾向も踏まえ、本市の実情に適合したものとすることが適当であると判断しました。

また、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当についても、国に準じた改定を行うことが適当であると判断しました。

#### エ 給与に関するその他の課題

高齢層職員の給与水準及び給与制度については、ウの給与制度の総合的見直しの実施等により、全体としては、市内民間事業所の高齢層従業員の給与水準とおおむね均衡することを踏まえ、今後の公民の給与水準の動向や他の地方公共団体の状況等を見極めつつ、必要な見直しを検討していくことが適当であると報告しました。

また、自宅に係る住居手当については、国に加えて、住宅事情等が国とは異なる他の地方公共団体においても廃止が進んでいる状況等を踏まえ、本市の住居手当制度の在り方について検討を行う必要があると報告しました。

#### オ 人事管理に関する課題について

人事管理に関する課題については、以下の点を報告しました。

##### (ア) 人材の確保、育成等

- ・ 職員採用については、本委員会では、引き続き、任命権者とも連携を図りながら、効果的な受験者確保策や採用試験制度の在り方について検討していく。
- ・ 係長能力認定試験については、引き続き、受験率の向上に努めるとともに、昇任意欲を向上させるために必要な取組について、更に研究していく。
- ・ 人事評価制度については、改正された地方公務員法にのっとり、適切に運用し、活用していく必要がある。
- ・ 職員による不適切な事務処理の事案が、昨年度に続き、多数発生しており、再発防止策を講じるとともに、このような事案が継続して発生している要因について、引き続き分析していく必要がある。また、全ての職員が不適切な事務処理の事案を教訓として、同じ誤りを繰り返さないようにしていくことが重要である。

##### (イ) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 任命権者においては、全ての職員が、家庭はもとより、地域での役割も円滑に果たしつつ、その能力を仕事において一層発揮することのできる勤務環境を整備する必要がある。
- ・ 時間の制約のある職員がいることを前提とし、長時間働くことを良しとする考え方を廃し、挙げた成果自体を評価する組織風土を醸成していくための方策も研究していく必要がある。

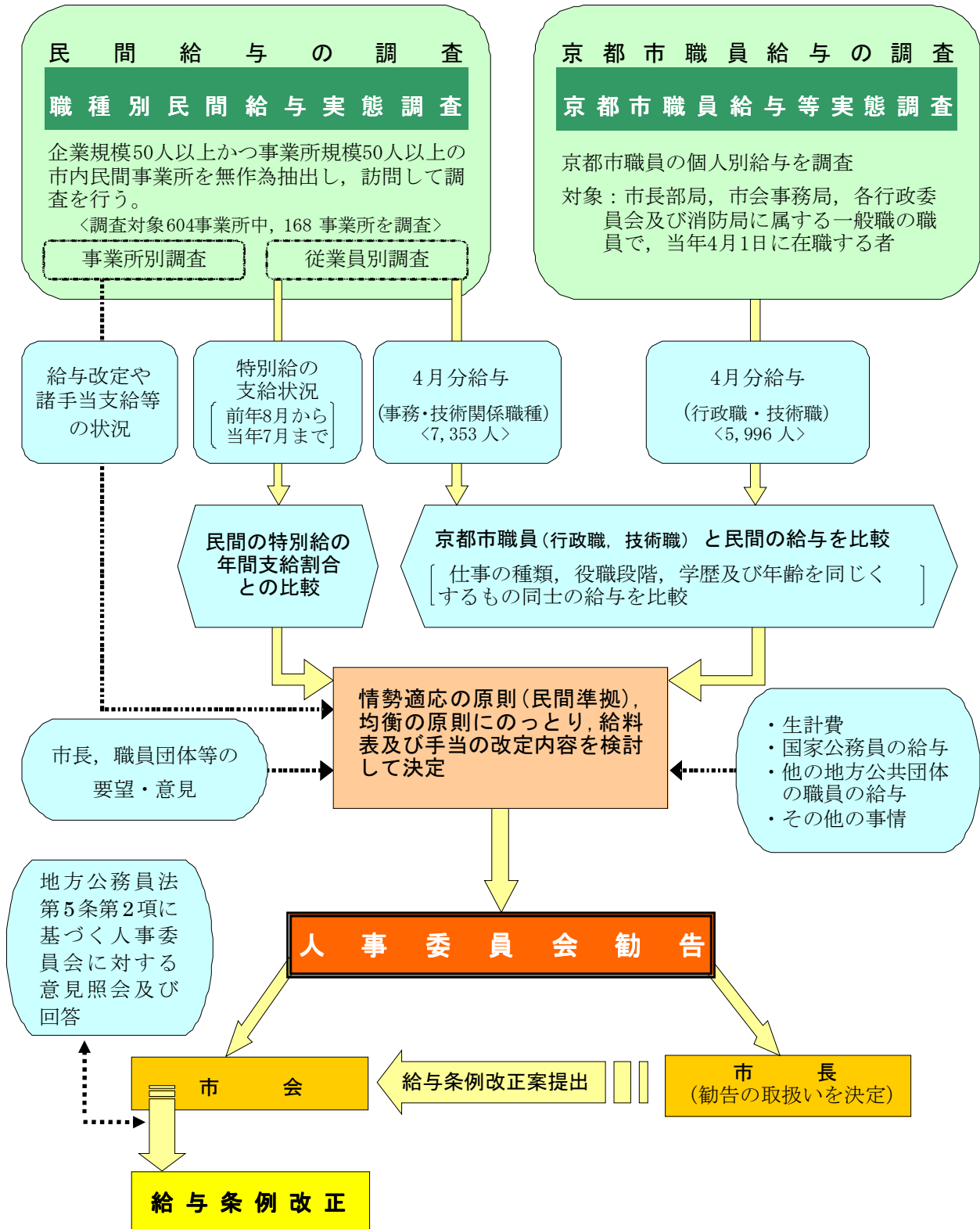
#### (ウ) 時間外勤務の縮減

- ・ 時間外勤務の抜本的な縮減のためには、まずは、組織のトップが不退転の決意で取り組むという本気のリーダーシップが重要である。その下で、全ての職員が、それぞれの職位に応じた役割を果たしつつ、相互に知恵を出し合いながら、全庁一丸となって時間外勤務の縮減に取り組んでいけるようマネジメントを行っていく必要がある。
- ・ 本市が職員に対して負っている安全配慮義務を果たし、職員の心身の健康を保持するためには、特定の職員に強い負荷が掛かることのないようにしていくとともに、業務量に応じた適正な人員配置を適宜行うことが不可欠である。
- ・ 命令に基づかない時間外勤務及びいわゆる持ち帰り残業が決して生じることのないようにするとともに、命令に基づく時間外勤務に対しては、たとえその命令が黙示的であったとしても、手当が支払われるべきことに留意する必要がある。

#### (エ) その他の勤務環境の整備等

- ・ 管理監督職員は、必要に応じ、職場のメンタルヘルス相談窓口における健康管理医の指導を受ける等しながら、職場に存するメンタルヘルス不調の原因に対して職場全体でその解消に取り組むことが重要である。
- ・ 平成27年度から実施されているストレスチェックを適切に運用することはもとより、集団ごとの集計・分析結果を職場環境の改善等に有効に活用することにより、職員の心理的な負担の軽減につなげることが重要である。
- ・ ハラスメントについては、職員の人としての尊厳や人格を傷付け、その勤労意欲を減退させるだけでなく、正常な公務運営に支障を及ぼす重大な問題であることを職員に十分認識させ、その防止の取組を継続して行っていく必要がある。
- ・ 任用根拠や勤務形態の異なる職員も含めた全ての職員が意欲を持って働くことができるよう、引き続き、適切な制度運用を図る必要がある。
- ・ 地方公務員法の一部改正により、地方公務員についても、再就職した元職員による職員への働き掛けの規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講じることとされたところであり、同法の趣旨にのっとり、任命権者と連携しながら、本委員会として必要な取組を行っていく。

# 給与勧告の仕組み



注 < >内の数値は、平成27年4月時点の状況である。

## 第2節 給与等に関する調査

### 1 職種別民間給与実態調査

職員の給与を検討するため、人事院及び全国の人事委員会が共同して、毎年4月現在における民間給与の実態を調査するもので、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所が対象となっています。

本市における平成27年の調査の概要は、表2-3のとおりです。

表2-3 平成27年職種別民間給与実態調査の概要

調査期間	平成27年5月1日から同年6月18日まで
調査対象事業所	604 事業所
調査事業所	調査対象事業所の中から層化無作為抽出法（注）により抽出した169事業所のうち調査対象外と判明した事業所を除く168事業所
調査完了事業所	150事業所（完了率：89.3%）
調査実人員	8,373人（うち事務・技術関係職種7,353人）

（注） 調査対象事業所を産業、規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出する方法を言います。

### 2 職員給与等実態調査

平成27年4月1日に在職する本市職員のうち、民間従業員の給与との比較を行った職員の給与等の状況は、表2-4のとおりです。

表2-4 平成27年職員給与等実態調査の結果の概要

項目	内容	項目	内容
給料	336,937円	人員	5,996人
扶養手当	9,475円	平均年齢	41.7歳
管理職手当	5,652円	平均勤続年数	17.9年
地域手当	35,267円	平均扶養親族数	1.0人
住居手当	8,248円	男女別 構成比	男 66.7%
その他の手当	35円		女 33.3%
合計	395,614円	学歴別 構成比	大学卒 72.7%
			短大卒 8.7%
			高校卒 17.9%
			中学卒 0.7%

（注） その他の手当とは、単身赴任手当（基礎額）です。

### **第3章 勤務条件に関する措置の要求の状況**

措置要求の制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、職員から適切な措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査を行ったうえで判定を行い、その結果に基づき、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については権限を有する機関に対して必要な勧告を行うことにより、事案の解決に当たるものです。

この制度は、単に職員の勤務条件に関する不平不満の解消を図るのみならず、労働基本権を制約されている職員が勤務条件の積極的な改善と適正化を求めることを保障し、労働基本権制約の代償的機能を果たすものです。

平成27年度は、前年度から繰り越した要求及び新たに受け付けた要求はありませんでした。

### **第4章 不利益処分に関する審査請求の状況**

不利益処分に関する審査請求とは、職員が懲戒処分や意に反する降給、降任、休職、免職等の不利益処分を受けたとして審査を請求した場合に、人事委員会が、口頭審理を行うことを原則としてその事案を審査し、その結果に基づき、処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。また、人事委員会は、必要がある場合においては、任命権者に当該職員が受けるべきであった給与等を回復するために必要かつ適切な措置をさせるなど、当該職員が処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うことができます。

平成27年度は、新たに提起のあった2件について審査を行いましたが、判定には至らず、平成28年度に繰り越しました。

## (参考) 職員からの苦情相談の状況

職員からの苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が申出人に対し助言等を行うほか、任命権者に対し指導、あつせんその他の必要な措置を行うことにより、職員が意欲を持って、安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上を図るものです。

平成27年度の苦情相談の件数は14件であり、その状況は次のとおりです。

表(参考)－1 平成27年度苦情相談の内容別件数(重複あり)

内容区分	件数
任用関係	5
勤務時間、休暇、服務、倫理等関係	1
健康安全等関係	3
給与関係	1
セクハラ	0
パワハラ	6
パワハラ以外のいじめ等	0
公平審査手続関係	0
人事評価関係	0
その他	0
計	16

表(参考)－2 平成27年度苦情相談の処理区分

処理区分	件数
苦情相談制度説明	1
事情聴取	0
事情聴取し、説明・助言	7
任命権者に伝達	3
任命権者から事情聴取し、結果を相談者に連絡	2
任命権者を指導し、改善結果を相談者に連絡	0
あつせん	1
打ち切り	0
その他	0
継続中	0
計	14

## 地方公務員法（抄）

昭和 25 年 12 月 13 日  
法律第 261 号

（等級等ごとの職員の数の公表）

第 58 条の 3 任命権者は、第 25 条第 4 項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

### 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 17 年 3 月 25 日  
条例第 41 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（人事行政の運営の状況の報告）

第 2 条 任命権者は、毎年 8 月 31 日までに、市長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他市長が必要と認める事項



(人事委員会の業務の状況の報告)

第3条 人事委員会は、毎年8月31日までに、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(人事行政の運営の状況の概要等の公表)

第4条 市長は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年10月31日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所及び区役所の掲示場に掲示する方法
- (2) その他市長が定める方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第46号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 京都市職員の倫理の保持に関する条例(抄)

平成12年3月30日

条例第65号

(市議会への報告)

第13条 市長は、毎年、市議会に職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について報告しなければならない。

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（抄）

平成 19 年 6 月 8 日

条例第 3 号

（市会への報告及び公表）

第 14 条 市長は、毎年、第 8 条の規定により実施機関等に提出された書面に係る要望等の件数及びその概要、第 9 条第 1 項の規定により実施機関等が講じた措置等について、市会に報告するとともに、公表するものとする。

（行財政局人事部人事課）